

一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年3月14日

【開催日】 平成29年3月14日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時24分

【出席委員】

委員長	小野 泰	副委員長	松尾 数則
委員	岩本 信子	委員	岡山 明
委員	河野 朋子	委員	笹木 慶之
委員	下瀬 俊夫	委員	中村 博行
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	河崎 平男	議員	中島 好人
----	-------	----	-------

【執行部出席者】

総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	総務課法制係長	野村 豪
総務課広報係長	道元 健太郎	総務課危機管理室長	大下 賢二
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
人事課給与係長	林 善行	税務課長	藤山 雅之
税務課課長補佐兼固定資産税係長	伊與木 登	債権特別対策室長	保永 彰
消防課長	幸池 章	消防課消防庶務係長	和田 英樹
消防課消防団係長	松岡 賢吾		
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
企画課課長補佐	河田 圭司	企画課主査兼企画係長	杉山 洋子
企画課主査	村田 浩	企画課企画係主任	宮本 渉
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	西崎 大	管財課長	木本 順二
管財課主幹	梅田 智幸	管財課課長補佐兼用地係長	吉田 悦弘
情報管理課長	山根 正幸	情報管理課課長補佐兼情報政策係長	石橋 啓介
文化・スポーツ振興部長	姫井 昌	文化・スポーツ政策室長	船林 康則
文化振興課長	西田 実	スポーツ振興課長	川崎 信宏

市民生活部長	佐久間 昌彦	市民生活部次長兼生活安全課長	井本 雅友
市民生活課長	石田 恵子	市民生活課課長補佐兼人権・男女共同参画室長	山本 満康
市民生活課市民生活係長	三浦 裕	市民課長	長井 由美子
市民課主査兼住民係長	光井 誠司	市民課戸籍係長	森山 まゆみ
生活安全課課長補佐兼防犯交通係長	吉村 匡史	環境課長	井上 正満
環境課課長補佐	木村 清次郎	環境課環境保全係長	縄田 誠
環境調査センター所長	山下 貢治	環境事業課長	渡邊 育学
小野田浄化センター主任	磯部 修一		
健康福祉部長	河合 久雄	高齢福祉課長	吉岡 忠司
高齢福祉課主幹兼福祉指導監査室長	塚本 晃子	高齢福祉課技監兼権地域包括支援センター所長	尾山 貴子
高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上 雄治	障害福祉課長	兼本 裕子
障害福祉課課長補佐兼障害支援係長	岡村 敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪 政通
社会福祉課長	深井 篤	社会福祉課主幹	渡部 勝也
社会福祉課地域福祉係長	桑原 睦	こども福祉課長	川崎 浩美
こども福祉課課長補佐兼こども未来室長	大濱 史久	こども福祉課主査兼子ども支援係長	別府 隆行
こども福祉課保育係長	山田 寿実子	国保年金課長	桶谷 一博
健康増進課長	岩佐 清彦	健康増進課課長補佐兼母子保健係長	河野 静恵
健康増進課主査兼成人保健係長	石井 尚子		
産業振興部長	芳司 修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋 敏明
農林水産課課長補佐水産係長	中村 景二	農林水産課主査耕地係長	銭谷 憲典
農林水産課農林係長	森山 喜久		
建設部長	多田 敏明	下水道課長	柴田 直幸
下水道課技監	森 弘健二	下水道課主査兼維持係長	兼本 浩二
成長戦略室長	大田 宏	成長戦略室副室長	大谷 剛士
山陽総合事務所長	吉藤 康彦	地域活性化室長	山 相 信 安
出納室長	堤 泰秀	議会事務局庶務調査係長	島津 克則
選挙管理委員会事務局長	藤村 安彦	選挙管理委員会事務局次長	亀田 政徳
農業委員会事務局長	阿武 恒美	農業委員会事務局次長	幡 生 隆太郎

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	局 次 長	清 水 保
-----	-------	-------	-------

【審査事項】

- 1 議案第15号 平成29年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時開会

小野泰委員長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開きます。議案第15号平成29年度山陽小野田市一般会計予算について審査します。審査日程は、お手元の資料のとおり進め、審査の方法は、審査番号ごとに行います。審査対象事業がある場合は、初めに審査対象事業を審査しますが、番号を四角で囲っている新規事業については、説明のち質疑、四角で囲っていない継続事業については、説明は受けず、質疑のみで審査を行います。次に、審査対象事業以外の部分について、質疑を行うこととしますので、よろしくお願ひします。それでは、審査番号①の審査を行います。まず、総括説明について、執行部の説明を求めます。

河口企画課長 それでは、附帯決議については、内容、対応、担当課をお手元に配布していますA4用紙に記載しており、これにより、報告に代えます。続いて、一般会計予算決算常任委員会の審査に先立ち、審査資料となっている事務事業調書の評価について説明します。企画課が提出した資料2「事務事業の評価表」で、平成29年度の予算要求に先立つ事業の評価は、こちらに記載している三つの視点と九つの評価項目に基づき行いました。まず、表の一番左、上から順に、視点、評価項目、内容、5点、3点、1点となっています。まず、1番上の「視点」の行は、妥当性・有効性・効率性の三つの視点を掲げ、その下に合計九つの評価項目を定めています。「内容」の行は、その評価項目で検討する内容を示し、これより下の5点、3点、1点の各行は、対象となる事業に照らして、評価項目における配点ごとに該当する要件及び対応する点数を示しており、これにより評価点を決定します。評価項目に対する配点は、「妥当性」に関する三つの評価項目と「有効性」における「事業の優先度」、すなわち左から四つ目の評価項目までは5点、3点、1点とし、続く「類似事業の存在」は、存在の有無を判断する項目であることから5点、1点とし、「個別計画・政策との整合性」は、整合性の「有り無し」を判断する項目であることから5点、3点とし、ここは昨年度から配点を変更しています。「効率性」の三つの評価項目については3点、1点とし、全事業を一律に39点満点とすることで事業を比較しやすくしています。なお、妥当性、有効性よりも財源に係る視点である効率性の配点を低くした理由は、事業における妥当性、有効性をより重視して事業の選択を行いたいという考えによるものです。以上にに基づき、各課が評価を行って提出した事務事業調書について、予算要求前の10月から11月に掛けて、企画課で臨時的経費に係る全事業、およそ560事業の評価点を算

出し、確定しました。また、その後、行われた各課から財政課への平成29年度の臨時的経費の予算要求は、評価点の合計が33点以上の事業に絞って行われたところです。次に、平成28年度において評価の一部を変更したことについて説明しますので、お手元に配付していますA4の企画課から提出した資料1、平成28年度査定における事務事業評価表の変更について、まず、配点の変更です。平成27年度は、資料1の①の中ほど左にありますように、「有効性」の「個別計画・政策との整合性」の配点を5点、1点としていましたが、計画の有無による点差が開きすぎるため、右にあるように配点を5点、3点に変更しました。次に、評価項目の判断内容を一部追加したことについて、資料1の裏面及び資料2において赤字で記載されているところで、一つ目は、「妥当性」の「目的の妥当性」の評価項目について、「施策体系外」の事業について、各評価点の判断内容を加えました。ちなみに「施策体系外」とは総合計画において、どの施策にも該当しないもの、例えば「自治基本条例見直し事業」、「地方交付税事務」などです。次に、同じく「妥当性」の「自治体関与の妥当性」の評価項目について、システムの改修等に関する事業の事務事業調書が多く上がってくるようになったため、各評価点の判断内容を加えました。また、この評価項目については、施設の老朽化等に伴う補修や更新についても、3点の配点において評価点の判断内容を加えました。次に「有効性」の「個別計画・政策との整合性」の評価項目について、個別計画を策定中の事業について加味できるよう5点の配点において判断内容を加えました。次に、「効率性」の「コスト効率」の内容について、「特定財源を検討しているか」という判断内容を加え、評価することとしました。最後に事務事業調書の様式について説明します。平成28年度提出の実施計画及び事務事業調書については、第二次総合計画策定に伴う資料とするため、平成29年度から第二次総合計画の策定期間の最終年度である平成41年度までの13年間分の事業費等の提出を受けているところです。しかしながら、一般会計予算決算常任委員会において提出する事務事業調書としては、例年どおり3年間分のものとし、このため、「活動指標、又は成果指標」の「H33」、「H37」、「H41」の欄は、政策形成過程のものとして空白としています。

篠原財政課長 平成29年度山陽小野田市一般会計予算について、財政課から総括的な説明をします。予算書、予算に関する説明書の2ページ、第1条に定めているとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ349億800万円で、前年度当初予算と比較して22.0%、62億9,628万5,000円の増額となっています。また、第2条において債務負担行

為、第3条において地方債を定め、第4条において一時借入金の最高額を90億円としています。また、第5条において、歳出予算の各項の間に係る経費の流用範囲を定めています。3ページ、第1表歳入歳出予算の歳入として、1款市税から6ページの21款市債までの款項の区分ごとの金額を記載しています。また、7ページから歳出として、1款議会費から9ページの13款予備費までの款項の区分ごとの金額を記載しています。10ページ、第2表債務負担行為として、生活困窮者自立支援事業、以下、六つの事業について、期間及び限度額を設定しています。11ページでは、第3表地方債については、旧商業起業家支援センター整備事業債以下、23の地方債について限度額、起債の方法などを定めています。次に、15ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括として、15、16ページでは歳入を、18、19ページでは歳出をまとめて記載しています。続いて、事項別明細書の歳入について、款項を追って、その概要を説明します。20、21ページ、1款市税1項市民税は35億8,745万2,000円を計上しています。個人市民税では増を見込んでいますが、法人市民税では一部主要企業の減収等により減を見込んでいます。2項固定資産税は48億7,854万5,000円を計上しています。地価の下落修正による土地の減はあるものの家屋の新築、増改築などによる増や償却資産の増を見込んでいます。また、3項軽自動車税、22、23ページの4項市たばこ税は税制改正の状況を加味、5項入湯税は前年度の実績を勘案、6項都市計画税は固定資産税の動向などを考慮しています。1款市税全体では、対前年度比445万9,000円減の96億7,612万8,000円を計上しています。22、23ページの2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税、24、25ページの2項自動車重量譲与税、3項特別とん譲与税については、それぞれの実績見込みや国の地方財政計画の伸び率などを勘案しており、2款地方譲与税全体では、対前年度5.0%、1,000万円減の1億9,000万円を計上しています。24ページから27ページの各種交付金についても、実績見込みや地方財政計画などを勘案しており、3款1項の利子割交付金は対前年度52.4%、1,100万円減の1,000万円、4款1項の配当割交付金は25.0%、1,000万円減の3,000万円、5款1項の株式等譲渡所得割交付金は40.0%、1,000万円減の1,500万円。次の26、27ページの6款1項の地方消費税交付金は14.5%、1億7,000万円減の10億円、7款1項のゴルフ場利用税交付金は7.1%、500万円減の6,500万円、8款1項の自動車取得税交付金は25.0%、800万円増の4,000万円、9款1項の地方特例交付金は前年同額の3,000万円を計上しています。下段の10款1項の地方

交付税は、普通交付税では合併算定替えの終了による段階的減少の3年目に当たり、減額が見込まれることなどもあり、53億1,000万円を見込み、また、特別交付税は前年度同額の6億7,000万円を見込み、10款全体では3.1%、1億9,000万円減の59億8,000万円を計上しています。28ページ、29ページの11款1項交通安全対策特別交付金は前年度同額の800万円を計上しています。また、12款分担金及び負担金1項分担金では、急傾斜地崩壊対策事業に係る地元分担金200万円を計上し、2項の負担金では、保育所運営費負担金において、私立保育園保護者負担金の減などにより、2億8,984万8,000円を計上しており、12款全体では3.0%、912万6,000円減の2億9,184万8,000円を計上しています。28ページから33ページの13款使用料及び手数料1項使用料では、公の施設使用料、占用料、行政財産使用料などの実績勘案などにより、4億638万3,000円を計上しており、32ページから35ページの2項手数料も実績等を勘案するほか、有帆緑地処分場における建設残土処理手数料の皆減などにより、1億4,203万5,000円を計上しています。また、3項証紙収入は指定ごみ袋の証紙収入であり、1,757万3,000円を計上しており、13款全体では5.5%、3,304万3,000円減の5億6,599万1,000円を計上しています。36ページ、37ページの14款国庫支出金1項国庫負担金は、自立支援給付費や障害児支援給付費の増などがあるものの、子供のための教育・保育給付費は、内訳としては、従来の私立保育所運営費や地域型保育給付費負担金、施設型保育給付費負担金が含まれるものですが、この減や児童手当、生活保護費の減などがあり、29億6,646万7,000円を計上しています。36ページから41ページの2項国庫補助金は、学校施設環境改善交付金の皆増や社会資本整備総合交付金などの増はあるものの臨時福祉給付費給付事業費の皆減や社会保障・税番号制度システム整備費などの減により、5億209万2,000円を計上しており、40、41ページの3項委託金は、参議院議員選挙事務費の皆減などにより、1,173万4,000円を計上しています。14款全体では、5.0%、1億8,315万3,000円減の34億8,029万3,000円を計上しています。40ページから43ページの15款県支出金1項県負担金は、自立支援給付費や後期高齢者医療保険基盤安定費の増などにより、11億786万9,000円を計上しています。42ページから47ページの2項県補助金は、産地パワーアップ事業費補助金の皆増などがあるものの介護施設等整備補助金や介護施設等開設準備経費補助金、新規就業者受入体制整備事業補助金の皆減などにより5億5,579万8,000円を計上して

います。46ページから49ページの3項委託金は、県知事選挙事務費や都市計画基礎調査事業費の皆増などにより、1億3,850万7,000円を計上しています。15款全体では5.7%、1億846万9,000円減の18億217万4,000円を計上しています。次に50ページ、51ページの16款財産収入1項財産運用収入は、市有財産の貸付けや基金運用収入等で1,736万1,000円を計上し、2項財産売払収入は市有地の売払いなどにより1,135万2,000円を計上しています。16款全体では20.5%、741万9,000円減の2,871万3,000円を計上しています。次の17款寄附金1項寄附金は、ふるさと寄附金の増により33.3%、500万円増の2,001万円を計上しています。50ページから55ページの18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金12億3,500万円、まちづくり魅力基金繰入金2,700万円、公立大学法人運営基金繰入金4億7,829万6,000円、地域福祉基金繰入金3,000万円などで、繰入金全体で543.7%、15億1,553万7,000円増の17億9,429万8,000円を計上しています。54、55ページの19款1項繰越金は、前年度と同額の3,000万円を計上しています。また、次の20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は2,000万円を計上し、2項市預金利子は、30万1,000円を計上しています。54ページから57ページの3項貸付金元利収入では、金融機関預託金元金収入の減などにより、2億7,249万7,000円を計上しています。58ページから63ページまでの4項雑入は、退職手当他会計負担金などの増があるものの大学施設整備負担金の皆減や福祉医療助成費高額療養費などの減により3億5,924万7,000円を計上しており、20款全体では47.7%、5億9,538万3,000円減の6億5,204万5,000円を計上しています。64ページから67ページまでの21款市債1項市債は子育て総合支援センター整備事業債や厚狭地区複合施設整備事業債、公民館整備事業債の皆減などがあるものの、大学校舎建設事業債や火葬場整備事業債、給食施設整備事業債などの増があり、198.3%、61億1,480万円増の91億9,850万円を計上しています。続いて歳出について、款項ごとに説明します。68ページから71ページの1款議会費1項議会費は対前年度2.1%、436万9,000円増の2億1,144万2,000円を計上しており、議員報酬や議場設備の借上げに係る機械器具借上料の増などがあります。次に70ページから111ページの2款総務費1項総務管理費は、20億5,429万5,000円を計上しています。70ページから77ページまでの1目一般管理費では、空家等実態調査に係る調査委託料の皆増のほか、一般職員給や退職手当の増などがあります。

78ページから81ページの4目情報管理費では、社会保障・税番号制度対応に係るシステム改修委託料や電算システム・機器賃借料の減、82、83ページの6目財政管理費では、公会計制度に対応するための財務会計システム改修委託料の皆減、82ページから87ページの8目財産管理費では、固定資産台帳整備支援委託料の皆減や旧商業起業家支援センター解体工事に係る家屋調査業務委託料や工事請負費の増、ふるさと支援基金積立金の増、86ページから89ページの9目企画費では、総合計画策定に係る計画策定委託料や転入奨励金の増、98、99ページの20目自治会活動推進費では、自治会館建設補助金の減、100ページから103ページの23目文化振興費では、現代ガラス展実行委員会負担金の皆増、108、109ページの28目スポーツ施設費は、工事請負費の皆減などがあります。次に110ページから115ページの2項徴税費は、2億3,441万6,000円を計上しており、市税償還金の増や山陽地区新規路線価付設業務、固定資産総合鑑定評価業務に係る調査委託料の減などがあります。114ページから117ページの3項戸籍住民基本台帳費は、1億1,940万円を計上しており、住居表示業務委託料の減などがあります。次に116ページから127ページの4項選挙費は、1億2,296万3,000円を計上しており、漁業調整委員選挙費や参議院議員選挙費の皆減がありますが、市議会議員選挙費や県知事選挙費の皆増、市長選挙費の増があります。126ページから129ページの5項統計調査費は、952万1,000円を計上しています。128ページから131ページの6項監査委員費は、監査業務経費であり、2,221万1,000円を計上しています。また、130ページから133ページの7項大学費では、設計委託料の減や公立大学法人運営基金積立金の皆減などがあるものの大学運営に係る運営費交付金や薬学部施設整備に係る工事請負費などの増により、84億9,546万4,000円を計上しています。2款全体では133.1%、63億1,369万6,000円増の110億5,827万円を計上しています。132ページから151ページまでの3款民生費1項社会福祉費は、47億9,778万2,000円を計上しています。132ページから137ページの1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金の減や介護保険特別会計繰出金の増、136ページから141ページの2目障害者福祉費は扶助費の児童発達支援給付費や放課後等デイサービス給付費、自立支援医療給付費などの増、140ページから145ページの3目高齢者福祉費は長生園組合負担金や介護施設等整備補助金や介護施設等開設準備経費補助金の皆減、144ページから147ページの6目福祉センター運営費は中央福祉センターに係る耐震診断委託料の皆増、また、150ペ

ージ、151ページでは、臨時福祉給付金費が廃目となっています。次に150ページから163ページの2項児童福祉費は36億6,633万9,000円を計上しています。150ページから155ページの1目児童福祉総務費では、なるみ園指定管理者委託料の減や子育て総合支援センター整備事業に係る調査委託料や設計委託料、用地家屋購入費などの皆減、154ページから157ページの2目児童措置費は保育所運営費や児童手当、児童扶養手当の減、156ページから161ページの4目保育所費では、人件費の減などがあります。162ページから167ページの3項生活保護費は、14億3,614万7,000円を計上しており、164ページから167ページの2目扶助費では、実績勘案等による生活扶助費や介護扶助費、医療扶助費の減などがあります。また、166、167ページの4項災害救助費は、前年度と同額の429万円を計上しています。3款全体では7.9%、8億4,929万6,000円減の99億455万8,000円を計上しています。次に166ページから183ページまでの4款衛生費、1項保健衛生費は16億3,132万9,000円を計上しており、166ページから173ページの1目保健衛生総務費では、水道事業出資金の皆減や病院事業会計繰出金の減、172、173ページの2目予防費は、予防接種委託料の増や健康診査委託料の減、182、183ページの7目新火葬場整備費では、基本設計・実施設計に係る設計委託料や敷地造成工事費の減のほか、建築本体工事費、電気設備工事費、機械設備工事費の増などがあります。182ページから189ページの2項清掃費は、8億9,976万円を計上しており、184ページから187ページの2目塵芥処理費では、旧焼却施設の煙突撤去工事費や浸出水処理施設整備工事費の減などがあります。4款全体では0.8%、2,061万6,000円減の25億3,108万9,000円を計上しています。188ページから193ページまでの5款労働費1項労働諸費は、188ページから191ページの1目労働諸費において、雇用能力開発支援センターの受電施設や防火水槽などの撤去、新設に係る工事請負費の皆減、190ページから193ページの2目勤労青少年ホーム費では、小野田勤労青少年ホームにおける外壁改修に係る工事請負費の皆減などがあり、5款全体では46.0%、4,808万9,000円減の5,635万6,000円を計上しています。194ページから205ページまでの6款農林水産業費1項農業費は4億8,738万9,000円を計上しており、196ページから199ページの2目農業総務費では、経営基盤強化資金利子補給金の皆減や農業施設整備事業補助金の減、198、199ページの3目農業振興費では、需要対応型産地育成事業補助金や新規就業者受入体制整備事業補助金の皆減、産地

パワーアップ事業費補助金の皆増、200ページから203ページの4目農地総務費は、高千帆土地改良区補助金や農業集落排水事業特別会計補助金の減、202ページから205ページの5目土地改良事業費では、江汐ため池取水塔や沖開作排水機場ポンプ設備の改修工事に係る土地改良施設維持管理適正化事業費の皆減、後潟上地区区画整理事業に係る県事業負担金の減などがあります。204ページから207ページの2項林業費は2,045万円を計上しており、2目林業振興費では、地域が育む豊かな森林づくり推進事業委託料の皆などがあります。206ページから211ページの3項水産業費は、7,809万1,000円を計上しており、6款全体では5.2%、2,876万6,000円増の5億8,593万円を計上しています。210ページから221ページまでの7款商工費1項商工費は、212ページから215ページの2目商工振興費において、工場設置奨励金や土地開発公社利子補給金の減、216ページから219ページの4目観光宣伝費は、観光案内板整備事業やハッピースポット設置事業に係る工事請負費の減、218ページから221ページの5目商工センター運営費では、エレベーター改修工事費の皆減などがあります。7款全体では9.0%、5,155万5,000円減の5億2,358万2,000円を計上しています。次に220ページから223ページまでの8款土木費1項土木管理費は、2,302万2,000円を計上しており、有帆緑地処分地整備工事の皆減や急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業に係る県事業負担金の減などがあります。222ページから229ページの2項道路橋りょう費は、4億5,652万8,000円を計上しており、222ページから225ページの1目道路橋りょう総務費では、道路台帳整備委託料や県道改良事業に係る県事業負担金の減、224ページから227ページの3目道路橋りょう維持費では、市道舗装リフレッシュ事業などの市道維持工事の減、226ページから229ページの4目道路新設改良費では、市道浜崎1号線道路改良に係る工事委託料や橋りょう長寿命化点検委託料、3路線の通学路安全対策事業を含む市道改良事業の工事請負費などがあります。228ページから231ページの3項河川費は、1億1,729万9,000円を計上しており、東下津地区内水対策事業に係る工事請負費の増などがあります。230ページから233ページの4項港湾費は、5,516万6,000円を計上しており、小野田港港湾改修に係る県事業負担金の増などがあります。232ページから241ページの5項都市計画費は、16億6,956万8,000円を計上しており、232ページから235ページの1目都市計画総務費では、都市計画基礎調査委託料や都市計画マスタープランに係る計画策定委託料、駐車場事業特別会計繰出金の皆増や

都市計画道路整備に係る県事業負担金、下水道事業特別会計繰出金の増があり、234ページから239ページの2目緑地公園費は、公園施設長寿命化事業に係る工事請負費や最終処分場一体緑地償還金の減、240、241ページの5目都市再生整備事業費では、用地購入費や補償金の皆増などがあります。240ページから245ページの6項住宅費は、1億9,822万7,000円を計上しており、市営住宅維持管理事業として、屋根防水工事やエレベーターリニューアル工事などを計上しています。8款全体では3.7%、8,978万6,000円増の25億1,981万円を計上しています。244ページから249ページまでの9款消防費1項消防費は、244、245ページの1目常備消防費において、宇部・山陽小野田消防組合費分担金として、通常分担金に加え、高規格救急車両の更新や小野田署庁舎整備などの特別分担金を含めて計上しているほか、244ページから247ページの2目非常備消防費では、市内5分団への小型動力ポンプ整備による増、246ページから249ページの3目消防施設費では、水道管路更新に係る消火栓負担金の増などがあります。9款全体では、2.9%、3,105万5,000円減の10億2,645万2,000円を計上しています。248ページから255ページの10款教育費、1項教育総務費は3億7,562万9,000円を計上しており、248ページから253ページの2目事務局費は、退職手当や臨時雇賃金の増、252ページから255ページの3目指導研究費では、コミュニティスクールコンダクター報酬の皆減などがあります。254ページから261ページの2項小学校費は、3億760万6,000円を計上しており、256ページから259ページの2目教育振興費では、理科備品整備に係る校用器具費の減、258ページから261ページの3目学校建設費は、学校施設非構造部材耐震化事業の皆減、埴生小学校校舎建設事業に係る調査設計委託料の増や用地購入費の皆減などがあります。260ページから265ページの3項中学校費は、1億7,816万3,000円を計上しており、262ページから265ページの2目教育振興費では、理科備品整備に係る校用器具費や教科書・指導書の購入費の皆減、264、265ページの3目学校建設費では、厚狭中学校屋内運動場床改修事業や埴生中学校屋上防水事業の増などがあります。264ページから267ページの4項幼稚園費は、1億537万6,000円を計上しており、幼稚園就園奨励費の増や多子世帯保育料等軽減事業費の減などがあります。266ページから287ページの5項社会教育費は5億3,726万1,000円を計上しており、272ページから275ページの2目公民館費は、赤崎公民館エレベーター設置事業費や旧厚狭公民館解体事業費の皆減、274ページから279ページ

ジの3目図書館費では、中央図書館の空調設備更新事業に係る工事請負費の増や旧厚狭図書館解体事業費の皆減、280ページから283ページの6目青年の家費では、旧入場門解体事業費の皆増、284ページから287ページの8目埴生地区複合施設整備事業費は、設計委託料や土地造成工事費などが皆増となっています。次に286ページから291ページの6項保健体育費は、19億3,107万8,000円を計上しており、290、291ページの3目給食共同調理場建設費では、本体建屋建築工事費や厨房機器類などの備品購入費などを計上しています。10款全体では40.3%、9億8,589万1,000円増の34億3,511万3,000円を計上しています。また、292、293ページの11款災害復旧費1項鉦害復旧費は、前年度と同額の9万3,000円を計上しています。次に中段の12款公債費1項公債費は1目では地方債元金、2目では地方債利子及び一時借入金利子の償還金を計上しています。過去の普通建設事業債等の償還額の減や合併特例債の一部償還終了などにより、4.0%、1億2,561万2,000円減の30億530万5,000円を計上しています。292ページから295ページの13款予備費、1項予備費では、前年度と同額の5,000万円を計上しています。297ページから306ページでは、当初予算における給与費明細書のほか、債務負担行為や地方債に関連する調書を掲載しています。最後に、財政指標については、財政力指数は3か年平均で、0.637、実質公債費比率は10.8%を見込んでいます。以上、平成29年度一般会計予算の歳入歳出における総括的な説明をしました。

小野泰委員長 執行部の説明が終わりました。質疑については後ほど該当部分の審査の際に行いたいと思いますが、事業評価、総括説明でどうしても質問をしたいということがありましたら、ここでお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員 民間委託の問題ですよね。多分これからかなり民間委託という問題、いわゆる公営でなくてもいいんじゃないかという、こういう観点から民間化というのがかなり強まってくる可能性があるんですよね。そこら辺で評価そのものは基本的に変わっていませんが、今後の方向としてはそこら辺はかなり行政としては重視をしていくということになるのかどうなのか、その1点だけお聞かせください。

川地総合政策部長 行財政改革の中でも、アウトソーシングの推進ということをやっています。内容的にはケースバイケースで慎重にやっていきま

すけども、基本的なスタンスとしては民営化できるものについては民営化して、効率的な財政運営をしていこうというスタンスは変わりありません。ただ、その状況と内容によって慎重にやっぺいこうとは考えています。

下瀬俊夫委員 部長の立場は基本的に民営化の方向がかなりあると思っぺいるんですが、いわゆる評価の基準、民間化をする採用の条件で一番中心的なものは何ですか。

川地総合政策部長 やはり人件費及び運営管理の維持費の削減、この二つにポイントが来るであろうとは考えています。

河野朋子委員 事務事業評価表を変更されたという説明を聞いたんですけど、その中で少しお聞きしたいんですが、有効性の部分で類似事業の存在というところは先ほどの説明では5点と1点で採点するという説明で良かったですか。

河口企画課長 失礼しました。A4のほうの横にある類似事業、5、3、1とありますが、真ん中の3点を削除してください。大変申し訳ありません。

河野朋子委員 それと先ほど附帯決議についての対応というところで読上げはされませんでしたけど、事務事業評価表の活用について各課の対応がばらばらだからその辺りちゃんとしてほしいということに対しての回答は庁内での研修をすると言われたんですけど、今年度はそれに対してどういうところまでされたのかをお聞きします。

河口企画課長 先ほどお配りした「附帯決議の対応について」の下段になりますけども、ヒアリング時を捉えて記載内容の改善のための協議を継続していくということと、今年度については6月3日、7日に課長を対象にした研修会を行い、実施計画等、事務事業について研修を行ったところですよ。これは毎年継続したいと考えています。

小野泰委員長 ほかに。ないようでしたら審査番号①を終わります。続いて②の議会費、68から67ページ。

下瀬俊夫委員 71ページの図書購入費ですね、議会図書室の位置付けがまだきちんとしていないと思っぺいるんですが、この位置付けの問題は議会

のほうがかちんとしないといけないのか、事務局としてこの議会図書室の位置付けをきちんとしていくという対応をされるのか、どちらが先なのか教えていただきたいと思います。

清水議会事務局次長 基本的には議会基本条例の中で図書室の充実ということが規定されており、この地方自治法に基づく図書室でもありますので、充実をしていかなければならないということは基本にあると思っています。現実問題としてスペースの問題等もありますので、いろいろ考えなければいけない問題があります。ただ、これは事務局のみの問題ではありませんので、議員の皆さんと基本条例の理念にのっとりながら、一緒に検討していくということになろうかと思っています。

小野泰委員長 ほかに。よろしいですね。次の消防にいきます。

下瀬俊夫委員 広域消防であっても当然予算の審査ですから、この議会でそれなりの議論ができるんだというのが先般の答弁でありました。2点ほどお聞きします。1点は、実は単独の消防の頃は救急搬送で搬送を拒否された回数というのが消防から報告されていました。ところが広域になった途端に、このシステムがなくなって、搬送拒否の回数がよく分からなくなったというのが、これまで議論の中にありました。これが今、改善されたのかどうなのか、その現状についてどの程度認識されているのか教えていただきたいと思います。

幸池消防課長 救急搬送の拒否件数については、局の警防課でそれぞれの署の拒否件数について把握しています。拒否の内容についても、全て各署から吸い上げて、警防課で把握しています。

下瀬俊夫委員 そうすると広域になってこのシステムがなくなったというのはなく、再度この問題は構築されたとみていいんですか。

幸池消防課長 拒否を含めて救急搬送の内容については全て警防課で集約していますので、引き続き議論できる余地はあります。

下瀬俊夫委員 消防年鑑には、救急搬送の回数、時間等は載っているんですが、拒否の回数は載っていないんですね。これは是非委員会としても、資料請求をお願いしたい。2点目は、これは本会議でも質問したんですが、昨年10月に消防局のほうから、業者宛に庁舎内立入禁止の連絡事項が

出されました。実はこれは業者だけじゃなく、私たち議員に対しても同じような対応をされました。私自身も面と向かって今後一切入ってはいけませんと言われました。ところが広域の議員に対しては、それはないんですね。そうすると広域消防になった途端に予算を預かる我々の議員はいわゆる業者、一般市民と一緒に庁舎内立入禁止という対応をなぜされたのかまずお聞きしたいと思います。

幸池消防課長 庁舎内の立入禁止については宇部市の市役所で始まったということで、それをもって組合も宇部市に倣ってやっています。なぜ中に入ってはいけないかということになるとやはりパソコン等をやっていますし、入って来られた方に情報が漏れる恐れがあるということで、立入禁止ということを組合がやっています。その関係で小野田消防署も山陽署も立入禁止という措置をとったのが現状です。

下瀬俊夫委員 そんなことを言っているんじゃないですよ。業者に対して、今後立入制限をしますよという通達は出されました。それを議員に対して同じように文章を出されて、議員も同じように立入禁止ですよという措置をしたのはなぜですか聞いていますよ。

幸池消防課長 消防課としては議員に出された文書は把握していません。ただ、入り口に表示をするようには局から言われていますので、立入禁止という表示は示しているような状況です。

下瀬俊夫委員 議員に対して大変失礼だと思っているんですよ。調査権があるかないかは別にして、業者に出された同じ文書を議員に示されて今後一切入ってはいけませんと、こういう対応をされているわけです。そのときに言われたのは、宇部市から宇部市役所の方針として示されたので、消防局としてやっているんだと言われました。あなた方の上部機関は宇部市ですか。違うでしょ。広域になったんだから当然消防局として対応しなきゃいけないわけですよ。宇部市がどうのこうの、基本的に関係ないわけですよ。それを業者に示された文書と同じ文書を議員に渡して、今後一切入ってはいけませんという対応は、市民に開かれた行政ではなくなくなってしまわないかと。こういうことをやってしまうと議員だけじゃなく、市民との関係、かなりそごが生じるんじゃないかと思うんですよ。ちょっとそこら辺でこの問題については基本的には再検討、特に議員に対して、こういう失礼な対応は是非やめていただきたいということだけは要望しておきたいと思います。

岩本信子委員 消防のところでお聞きしたいんですけど、財源の中で石油備蓄基地の補助金というのがなかったですか。今、県の石油の補助金だけがあるんですけど、あったような気がするんですけど。

川地総合政策部長 備蓄補助金はあります。ありますけども、全て消防のものに充てるのではなくて、その備蓄交付金を使うために、例えば消防費に充てるとか、土木費に充てるとかをしています。県の補助金もあります。ただ、うちが今1億278万6,000円ありますが、一般会計ですので、土木の県補助金で充てていますが、今度消防組合の救急車とか、指揮車ですとか、今回予算化していますけども、これは直接消防組合の歳出で買ってもらいますので、その財源については、消防組合のほうに直接県から受け取ってもらうやり方をしています。したがって、消防費の県補助金はこの歳入には充てていません。もう1点、今回病院のDMATの関係、それから倉庫の関係で、これも備蓄交付金を充てるようにしていますが、病院会計のほうで歳出を組みますので、歳入についても直接受け取ってもらうということで、一般会計を通さない形になっています。ですから、総額は非常に分かりにくくなってるのは、そのとおりですけれども、その辺については、企画、財政のほうで全て総額を把握していますので、それをどのような形で振り分けるかは、きちんとやっていると考えています。

矢田松夫委員 消防団の報酬のところですが、昨年も意見が出たんですけど、非常に旧小野田市側のほうが分団員の数が少ないということですので、今年度については目標の団員を増やしていくことの予算計上ですか。

幸池消防課長 この消防団員の年報酬については、条例定数の関係で、金額を算定しています。団員を増やすということについては、事業所の関係があり、今、9事業所ほど認定していますけれども、この金曜日に3事業所ほど認定して、更に消防団員を増やすということをしています。それと前回の議会の中でもありましたけど、学生消防団員ということで、今それを検討している最中です。

小野泰委員長 ほかに。ないようでしたら、2款総務費。審査事項に新規がありますので、この説明をお願いします。

井本市民生活部次長 審査対象事業ナンバー4、空家等対策の強化事業について

て説明します。資料ページの19ページから22ページです。平成25年総務省が実施した住宅・土地統計調査によれば、山陽小野田市の総住宅数は2万9,750戸、このうち空き家の数は4,060戸、空き家率13.6%を占めています。全国の空き家率13.5%とほぼ同率であり、これは、市内において、7から8軒のうち1軒が空き家ということになります。少子高齢化の進行、人口減少社会の進展等が空き家の増加の背景と言われていますが、空き家は年々増加しており、今後も更に増えていくと見込まれています。空き家の中には、様々な理由から長期間放置され、老朽化による倒壊、樹木、雑草の繁茂、不法侵入などの問題が発生し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしているものもあります。こうしたことから、今後の空き家対策における空き家の適正管理の推進、利活用の促進といった取組を総合的、計画的に進めるための基本的な考え方となる空家等対策計画を策定し、効率的な空家対策を実施しようとするものです。また、作成に当たっては、空き家の数、実態、分布状況、周辺住民等に対する空き家の影響の度合いなどを踏まえる必要があるため、空家実態調査を行うとともに、建築士、司法書士、宅地建物取引業者など各種専門家を構成員として協議会を設置し、客観性や公平性により空家対策計画の策定及び変更、また、特定空家等に対する基準や措置の方針について策定していきたいと考えています。20ページ、支出内訳は、委員報酬10万円は協議会の委員報酬です。消耗品費1万円は、資料作成のための用紙代等事務用品です。調査委託料743万4,000円は、空家実態調査を行うための委託料です。調査区域は、市内全域とし、29年度の早い段階で入札を考えています。事業期間は4か月を予定しています。庁用器具費20万円は、調査結果のデータや写真を管理するためのパソコン購入費です。財源としては、空家対策計画の策定に必要な空家住宅等の実態把握に要する費用が社会資本整備総合交付金の助成対象費用になっています。

小野泰委員長　ただ今の件で質問はありますか。

岩本信子委員　空き家率が13.6%と言われましたが、これはどういう調査をされたんですか。

井本市民生活部次長　これは住宅土地統計調査によるもので、サンプル調査です。5年に一回行われるもので、個々の住宅について詳しく調べたものではありませんので、このたび実態調査を行うというものです。

岩本信子委員 実態調査ですけれど、空き家の概念というのは、住んでないのが空き家でしょうけど、どうなんですか。持ち主の分かっているのと分かっていないの。分かっていないのが放置された空き家ということだろうと思うんですけど、空き家にもいろいろあるわけですよ。たまたま1年ぐらい、子供は隣にいるんだけど空き家になっているとか、そういう空き家もありますけど、空き家そのものの定義が分からないから聞くんですけど、とにかく住んでいないというのが空き家ということで調査されるのですか。

井本市民生活部次長 この調査、市内の住宅等で1年以上居住その他の使用がされていないことが常態的である空き家を対象としています。このたびの調査は外観調査から行っていきます。それをデータ化します。例えば小規模の修繕により活用できるもの、管理状態が良くないものの当面危険性は少ないもの、管理状態が悪いものの部分的に修復することで危険性を改善できるもの、管理状態が悪く危険性があると判断できるものなど、いろいろ分類して段階も決め、データ化していきます。当然今まで市民の方からの情報等、生活安全課で持っていますので、それも含めてデータ化して、今後できればその状況を見ながら意向調査等、いろいろな経緯があって空き家になった事情がありますので、その辺を十分考慮しながら慎重に、あくまでも空き家は所有者、管理者の第一義的に管理するものですので、その辺を考慮して慎重に行っていきたいと考えています。

岩本信子委員 何年か先に住む予定にしているとか言われた空き家も出てくるわけですよ。そういうのも空き家とされるのか。その辺が全然分からないじゃないですか。例えば何年先に貸し出しますとか、次住む予定にしていますとか。外観はぼろぼろでもありますよね、そういう話が。どういう点で調査されるのか疑問ですけどね。そういう事例が結構あると思いますけど。

井本市民生活部次長 当然、委員が言われるようにいろいろなケースがあって、外観調査もしますが、近所の方とか自治会長とかいろいろな方から意見を聞いて、調査を進めていくようにしています。

岩本信子委員 一番空き家を知っているのは自治会長です。それぞれの自治会の中でどこどこが空いているとか。よそから調査員が来てされるよりも。委託で調査されてもいいですけど、ある程度自治会に空き家が何軒

ありますか、そこはどうなっていますかという調査ぐらいはできるのではないかと思います。それが一番実質的な空家調査ですよ。自治会長も手間が掛かりますが、それなりに手数料を出してでもそういう調査をされたらどうかと、いかがですか。

井本市民生活部次長 それも言われるとおりですが、自治会長にそこまで負担を掛けるというのも無理ですし、判断基準というものもあります。それで先ほども申したように、自治会長とか近所の方には当然お話を聞いていくようになるでしょうし、今回の法改正によって税務の状況、それから戸籍の情報を私どもが調べることができます。そういった情報は個人情報になるので、皆さんにはお知らせすることができませんが、今回、条例改正の議案を提出しているんですが、その中で市の責務、そして市民の責務とかいろいろ上げています。そこでまた審議して市民の方にもそういった情報の提供の協力をもらうことを明記していますので、そういった形で進めていきたいと考えています。

岩本信子委員 結局、最終的には自治会長や近所の人に聞かなければいけないんですよ、本当に空き家なのかどうかということも。そうすると私が言ったことと同じことになります。委託料を出して調査するのであれば、ある程度自治会長も負担が掛かるわけじゃないですか、来られて調査されたら。近所の人も皆負担が掛かるじゃないですか。協力、協同とかいろいろなことを言われていますよ。この空家対策も市民が協同していくというところの視点がいるわけですよ。だから私が言っているのは、自治会長とかに調査を依頼していく。誰が持ち主とかではなくて、何軒ぐらい住んでいない所がありますとかいう調査ぐらい掛けてもいいんじゃないかと思っていますので、空家対策を空家対策というだけで考えるのではなくて、市民と協同してまちづくりをしていくという視点を持ってやるべきではないかと。そういう面を是非進めていってほしいと思いますので、要望としておきますので、よろしくお願いします。

中村博行委員 やっとうこういうところに手を付けられたかなという気がしてならないんですが、というのが条例ができてから、その当時は廃屋というか、景観が悪いとか、危険だとか、そういう方向でそれ以降は議会でも再三、一般質問等で利活用の方向でシフトしたらどうかという形で質問があったりして、市長が市内を上げてプロジェクトを組んで、そういう方向を検討していきますということを言われたと思います。そういったものが今回の事業にどのように反映されていったのかという辺りをお聞

きしたいと思うんですが。

井本市民生活部次長 委員御指摘のとおり、若手プロジェクトチームも参考にして、そして今回、空家対策の協議会を立ち上げようと考えています。それには専門的な知見を持った方々も入っています。そして市長は必須です。市長が必須ということはそれによって対策の現状をよく知ってもらうことによって、スピード化と市内の体制も図られるのではないかと考えています。

矢田松夫委員 市内の空き家率が13.6%ということですが、この内訳ですが、ただ単に空き家ではなくて、ガイドラインというか空き家の状態というか、A、B、C、D、危険度の分析はされていますか。

井本市民生活部次長 その辺の分析は、サンプル調査なのでできていない状態です。

下瀬俊夫委員 よく分からないので聞くんですが、民福の委員会でこれから条例改正の審議をするわけですが、その審議に先立ってお聞きしたいことがあります。一つは何のための条例改正なのかという点です。これまで廃屋の処理を中心にした条例があったということで、私たちはこれによって廃屋の処理が進むのかなと思ったんですね。ところが実際にほとんど何も進んでいないんですね。それはなぜかという問題ですよ。今回空家対策ということで打ち出されていますが、この条例そのものが本当に生きていくのか疑問なんです。廃屋対策そのものが全国的にもかなり大きな問題になっているわけですね。それは費用負担の問題です。隣の宇部市が1件撤去したけど、なかなか費用を回収できないという話があります。そこら辺がかなりネックになっているわけですね。結局作ったのはいいけれど、何も動かないということになるんじゃないかということ懸念するわけです。何のために作るのかということをお明快地に答弁をお願いします。

井本市民生活部次長 空家対策計画、それから協議会。これが平成27年5月27日の空家特措法で明記されました。今までの条例はこれが明記されていません。それを今回条例で明記して、協議会の中に市長も入ってもらって、現状をよく知ってもらって、そして、これが一番大事ですが、第一義的には所有者、管理者、これが適正な管理をしなければならないということになっています。その辺の啓発等もしていかななくてははいけま

せん。この28年度についてはセミナー等も開催してやってきたところ
です。条例改正の件については、協議会、計画の2点を条例に明文化す
るということです。今までの老朽空家対策、そして利活用も含めてとい
うことで、そして老朽化の対策、何もしていないということですが、除
却等の補助はしていませんけれど、個別にこちらで調査して、いろいろ
相続人等の関係もあり、1件にもものすごく時間が掛かるケースもありま
す。それで解体されたところもありますので、その辺はやっているとい
うことは知ってもらいたいと思っています。

下瀬俊夫委員 今の次長の答弁は、結局特措法ができたということが根拠にな
っているという話ですよ。私は少し違うんじゃないかと。というのは
今から7年前に地方分権一括法が成立して、機関委任事務がなくなった
わけですよ。地方は地方で独自にいろんなことを考えてやりなさいと
いう話でしょ。だから、別に少々遅れたからといって、どうってことな
いんですよ。問題はなぜ今これを出さなければいけないのかという、き
ちんとした理屈がいると思うんです。特措法がどうのこうのという話は
根拠にならないんですよ。やはり空家対策をどう進めていくのかという
きちんとした方針、方向性が、結局さっきの次長の答弁は協議会の中
で議論してもらいますという話でしょ。全部そこに預けてしまうんですよ。
だけど条例提案するのはあなた方なので、条例提案する側が方向性がよ
く見えないというのは、決定的に違うんじゃないかと思うんですが、ど
うですか。

井本市民生活部次長 それで、このたび予算とセットで思いを込めて提案した
ところですよ。

下瀬俊夫委員 これは取りあえず生活安全課が提案したとっていますが、生
活安全課でやっていけるんですか。

井本市民生活部次長 空き家の窓口として生活安全課が対応しています。先ほ
どから申し上げているとおり協議会の中で体制等についてもいろいろ審
議されるものと考えています。

岩本信子委員 先ほどから聞いていて、利活用を含めてと言われたんですけど、
この空き家を実態調査して、一体何をどうしたいのかというのが見えて
こないものですから、大事なのは治安という問題もありますよね。空き
家が多いとやはり犯罪とか、このたび殺人が空き家であったというのも

ニュースでありましたし、そういう治安の問題とかいろいろあるんですけど、さっきから聞いていて、この空き家を実態調査して、いろいろと調査員が入って、それを後どうするのかというのが見えてこないんですけど、どうなんですか。

井本市民生活部次長 実態調査をしなければ、小規模な修繕で活用できるもの、全く朽ち果てて利用できないものなど、実態調査をしなくては分かりません。協議会とか、対策計画を作る中で一番の基礎資料となるものと考えています。

岩本信子委員 結局持ち主が1年以上住んでいないけど、空き家ではありませんと言ったら空き家ではないんでしょ。どうなんですか。

井本市民生活部次長 その点は周辺の方からの情報、自治会からの情報、そして税務情報、戸籍情報、いろんな情報を取って、それをデータに載せていないと、5年に1回の統計調査では分からないんです。

笹木慶之委員 19ページ、対象の妥当性、それから効率性、受益者負担の適正化、コストの効率というところの評価理由が空欄ですよ。まず、これはどういうことかということと、評価が妥当性は原課は5ですが、企画は3ですよ。原課の評価と企画の評価が違ったときには、どのように対応されるのかお願いします。

吉村生活安全課課長補佐 空欄については、当てはまる文言が思い付きませんでしたので、空欄にしています。

河口企画課長 評価の原課と企画の違いですけども、ここに書いてある5点をどう判断するか。企画としては目的の達成が総合計画の施策に沿う事業であるということは認めていますし、原課としてはニーズが高いというような表現の差は当然あります。違ってはいますが、最終的な総合点、今回は33点以上ということですので、その事業としての認識の違いは大きくはないと考えています。

笹木慶之委員 制度的に醸成されていないので、醸成されるということですが、思い付く言葉がないからというのは不適切だと思いますがね。

井本市民生活部次長 先ほどの発言に対しては申し訳ありません。第一義的な

ものは、管理者、所有者がやるものですが、一番住民に近い市の行政がやはり責任はありますので、その辺で原課としてはしっかりやっていきたいと考えています。

笹木慶之委員 しっかりやっていこうという意思も分かるし、大変苦勞していることも分かるんですが、こういうシートを出して、評価しながら前に進めていくとなると、中身もきちんとした表現が必要じゃないかと思うんですよね。しっかりやってもらいたいと思います。

岡山明委員 協議会を5回開催されると。その最終的な着地点、最終的にどう捉えようと市は思われていますか。

井本市民生活部次長 今回の段階では5回か3回としていますが、開いてみて、スケジュールが若干変わってくるところも前倒しになるということも考えています。

岡山明委員 協議会が終了した後でどういう形で空家対策を進めていくんだと、そういう方向性が示されるかどうかということを知りたいんですよ。例えば条例の見直しを掛けるとか、そういうスタンスをお伺いしたいんですけど。

井本市民生活部次長 その方向性を決めるものが協議会とそれから庁内の空き家対策委員会、それは計画の中で定めていきます。

松尾数則副委員長 7軒に1軒は空き家という状況の中でそういった調査も始められて、いろいろ流れていくと思うんですけど、その中で30年12月ぐらいまでに空家対策協議会等も開いて、何らかの解決策を探す、途中空き家バンクもやめられていますし、そういった流れの中で今後空き家をどういう解決策を持ってやるというのが見えてこないのが事実なんです。基本的にもう少し前に進んだ何かがあるのかなと思っていますが、そんなものはないのでしょうか。

井本市民生活部次長 目的とするものは、管理不適切な空き家の減少、それと活用容易な空き家の増加、これを目指しています。

松尾数則副委員長 それは一般的な空き家、空き商店等も含めての考え、また空き農家等も含めての考えですよね。

井本市民生活部次長 空き店舗等も工場も全て含めて考えています。

下瀬俊夫委員 企画の評価と原課の評価の違いがものすごく気になっていたんですね。なぜかと言ったら、条例提案する前にきちんとした各課での協議がされたのかどうか。もう一つはこの問題は移住ナビとの関連が出てくるわけですよ。よそからどう呼び込むか。そうすると空き家に対するリフォーム助成の問題も出てくるわけですよ。これは既に県下でも何件かやっていますよね。いわゆる100万円限度によそから移住してくれたら支給するという、そういう具体的な問題が既に県下でもいろいろやられているわけですよ。ところがうちで移住ナビも含めて、企画が持っているようなところときちんとしたすり合わせなり議論がされて出てくるのであれば、企画が3ということはまずないよね。だからそういう点でどの程度の協議がされて、これが提案されているのか、そこら辺がよく見えないんですよ。今後の方向性が見えないのはそのせいだろうと思うんですね。今言われるように今後設置する協議会で何もかもみんなお任せしますというような話だから方向性がさっぱり見えないんですよ。これは条例を提案する上では非常にまずいと思っているんですけどね。やっぱりこれをどう活用するかという、そういう説得力があまりないんですよ。特措法に基づいて提案しますよという程度の話ではまずいなと思っているんですが、そういう事前の協議はされているんですか。

井本市民生活部次長 庁内空き家対策委員会というものがあり、これは各部署の課長以上、15名で構成しています。その会議の中でも協議していますし、移住ナビについても企画等と今後更にこれを拡充して、移住ナビというのは住宅を求めている方にどれだけ空き家の利活用のための情報を提供するかというものですので、その辺を充実させていきたいと考えています。横断的な協議はしています。

中村博行委員 確認をしたいと思うんですけど、皆さんが懸念されている部分は主体性が市にないのではないかということで、先ほどからの説明によると30年まで協議会を開いて、そこで全ての方向性を決めてというような感覚を受けるんですよ。そうじゃなくて実際はそういった意味でその中には当然主体性を市が持ってやっていくものを中心として30年以降もそれを基にやっていかれるということですよ。

井本市民生活部次長 協議会はあくまでも協議をするところ、先ほども言いま

したように市長は必須です。そして各専門的な知見を持った方も含めて、市民の方も公募で募ってやりたいと思うんですが、それを含めてやっていくので、丸投げという形ではありません。市の行政が一番市民に近い立場にいるものですから、それは市の責務として新しい条例の中でも明記していますので、丸投げということではありません。

矢田松夫委員 これに700万ぐらい予算を掛けるわけよね。プロに調査を頼む。この13.6%、そして空き家の数が4,060戸、これぐらいの数字というのは例えば固定資産税払わないとか、水道を止められるとか、この数というのは普通出ると思うんですよね。そして新しく作られる対策協議会の中で分類はできると思うんですが、何のために協議会を作るのかよく分からないんです。何の話をするか。だから実際700万ぐらい掛けて調査をする価値があるかどうか。実態把握は、全部協議会で分かるんじゃないかと思うんですけど。庁内会議、空き家対策委員会の中でも分析できると思うんですよね。700万から掛けてプロに頼むことはないんじゃないかなと思うんですが、どうなんですか。プロはプロですか、やっぱり。

井本市民生活部次長 この件については他市の状況とかいろいろ意見をもらいました。いろいろ回って、その結果、専門的な業者に委託するのが一番いい方法じゃないかなと考えています。

矢田松夫委員 何度も言うんですけど、各課の皆さん方による調査というのはそれぞれプロの方が仕事されているんですよね。ですから実態把握というのはできているんですよ。例えば水道にしてもいろんなところの組織についても分かると思うんですよね。それらをいかに実態調査の中で活用するかというのも一つの案と思うんですが。

井本市民生活部次長 それも活用させていただきます。

岩本信子委員 22ページのスケジュールを見ますと、空家対策計画案を作成するためにこの協議会を開くんだなということが分かる。パブコメをされるということですが、これを作るについて、所有者の責任というのは明記されていくんですか。

井本市民生活部次長 所有者、管理者の責任というのは新条例の中でも第一義的なものと考えて明記しています。

小野泰委員長 よろしいですか。それでは事業の審査を終わり、それ以外の項目についての審査をお願いします。

下瀬俊夫委員 73ページ、幾つかあるんですが、まず、再任用、任期付き、いわゆる条例定数に入っている職員ですね。これについて先般本会議でも条例上は退職一時金の支給要件に入っているのではないかという話をしましたね。ただ、今しない規定ということで、条例上対象の職員ではあってもしていないんだという話でした。だけど条例上規定があるんだから当然それは支給対象ではないんですか。

城戸人事課長 任期付きの退職手当については、まず地方自治法204条の2で、給料とか旅費は常勤の職員には支給しなければいけないという規定が出ています。2号に各種手当があります。通勤手当だとか退職手当といったものが規定されており、これについてはできる規定で、各市町村が条例で対象範囲を定めて支給することができるとなっています。山陽小野田市の退職手当条例には対象範囲が示してあり、臨時職員、任期付職員は対象外になっています。

下瀬俊夫委員 職員退職年金条例というのがありますよね。年金条例で退職一時金の支給という規定があるでしょ。この条例上、退職一時金の支給ができる職員は定数条例の職員だと、こういう規定がありますよね。条例3条、職員の定義の中に「職員とは市長、助役、収入役、消防庁、教育長及び小野田市職員定数条例に定める職員をいう」とあります。この中で退職一時金の支給は半年を経過すればできるんだと。第27条「在職期間が6か月以上17年未満で退職したときは退職一時金を支給する」とあります。だから定数条例に入っている職員は基本的に退職一時金の対象でしょ。

今本総務部長 退職一時金について確認していませんので、確認してみたいと思います。

下瀬俊夫委員 私は退職手当とか退職金を出しなさいと言っているわけじゃないんですよ。退職一時金が支給できないかと言っているわけですね。それから先の本会議で臨時職員については条例上はできない規定になっているわけですが、十数年仕事をしている臨時職員もいるわけですよね。それが3年経過したら3年後には新たに有給休暇もゼロから出発するみ

たいなことになってしまう。3年おきにシャッフルをする。しかし、継続して10年以上勤めている職員もいるわけですから、少なくとも退職一時金については半年経過すれば支給できる規定があるわけですよ。もっとそこら辺は柔軟な対応が必要じゃないかという話をしたら、市長は直ちに庁議の場で相談したいという話がありました。これはその後どうなったか教えてください。

今本総務部長 この間の市長答弁の後に部長の会議もありますし、庁議もあるんですが、まだ開かれていません。近いうちに開かれたときに皆さんの意見を聞いてみたいというのが市長の考えのようです。

下瀬俊夫委員 それは是非やっていただきたい。少なくとも人間並みの処遇改善をやっていただきたいと思います。それから3点目は職員倫理規程の問題です。これはこれまでの答弁で年末までにみたいな話があったんですが、少なくとも今年度中にみたいな話もあって、ところがなかなか先が見えてこない。これはなぜなのにかちょっと教えていただきたい。

今本総務部長 職員倫理規程については12月6日付け、市長名で庁内に全部配布しています。

下瀬俊夫委員 そうすると立派な倫理規程ができたという話ですが、その中で当然李下に冠、職員が請負業者と飲み食いをしてはならないという規定はきちんとあるんでしょうね。

今本総務部長 利害関係者と飲食を共にすることということは禁止行為として挙げられています。

下瀬俊夫委員 私はこれまで特定の職員が業者と外国で飲み食い、日本の国内でも飲み食いしているという実態を告発してきました。ところがなぜだか知らないが、この職員は金さえ払えばいいんだという対応をされてきました。基本的にはこれはモラルハザードだと思っています。案の定、先週この職員が福岡で請負業者と飲み食いしています。なぜこんな問題が起こってくるんですか。陰に隠れてこそこそと、私の調査では先週の木曜日です。そこまで調べました。こんなことがなぜ平然と行われるんですか。何をしたら市長が守ってくれると思っているんじゃないですか。本当にけしからん事態だと思っています。公然と飲み食いしているんですよ。

今本総務部長 その辺が事実であれば、きちっとした対応をとっていきたくと考えています。

下瀬俊夫委員 できますか。これまで私はあなた方に資料も渡して、きちんとした処分をすべきだと、全然処分していないでしょ。そのことが、こういうことを平気でやるようになっていくんですよ。僕は何か難しいことを言っているわけではないんですよ。当たり前のことを言っているんですよ。職員倫理規程があるんだったら、その規定に基づいてきちんとすべきだと私は思うんですが、できますか。

今本総務部長 職員倫理規程ができたことですし、以前からもそうだと思いますけれど、その規定に基づいて、きちんと対応したいと考えています。

下瀬俊夫委員 これをきちんとしない限り、行政に対する様々な対応を考えますので、せっきやくできた倫理規程をきちんと活用して市民から変な目で見られないような、そういう行政をしてほしいと要望しておきます。

辻村人事課主幹 先ほどの退職年金条例とは小野田市職員退職年金条例のことでしょうか。これは合併前、小野田市の時代、昭和37年以前からの職員については公的年金制度がなかった関係で、そういう方については恩給とか、遺族年金として払っていますけれど、こういう方たちを対象とした制度で、この制度自体は今生きているのはその方がいるからだけで、それ以外の部分については合併時に廃止になっています。

下瀬俊夫委員 そうすると小野田市職員退職年金条例というのは、基本的にはもう廃止になっているんですか。

辻村人事課主幹 対象者がいる部分以外は廃止になっています。

下瀬俊夫委員 その対象者は何に基づいて支給されているんですか。

辻村人事課主幹 小野田市職員退職年金条例に基づいて遺族年金を払っているところですよ。

下瀬俊夫委員 問題は例規集の中に入っているわけですよ。廃止になれば廃止をすればいいんだけど、これはまだ生きているわけですよ。こ

の規定に基づいて年金を払っているんじゃないですか。

辻村人事課主幹 基本は廃止になっているんですけども、附則で退職一時金については該当される方がいる間はその効力を有するとうたっています。

岩本信子委員 その条例を使われている方が何人いて、予算はどのくらいあるんですか。

辻村人事課主幹 一人で年額79万2,000円払っています。

矢田松夫委員 特別職給。前回の補正のときには不用額で落とされた副市長。予算を上げている以上は、是非とも不用で落とさないようにお願いします。

下瀬俊夫委員 臨時雇賃金ですが、日給で400円アップするということでしょうか。

城戸人事課長 一般事務職を中心に、それに付随する職も含めて日額400円増額します。

下瀬俊夫委員 それは日額の賃金アップだけでしょうか。

城戸人事課長 日額の賃金アップのみです。

下瀬俊夫委員 77ページ、職員の健康診査です。これは病院の会計とも関連するんですが、職員の健康診査、特に人間ドック等で市民病院をもっと積極的に活用するということができないのかどうなのか。健康診査の在り方を少しお聞きしたいと思います。

城戸人事課長 職員健康診断については、法的に規定されているもので、必ず年に1回は引き続き勤務される方については、受けてもらってしまして、現在山陽小野田市民病院と健康診断に関する契約を結んでいるところですけども、人間ドックについては、居住地の病院であるとか、検査項目等も異なっていますので、職員の判断に任せているところです。

下瀬俊夫委員 市民病院がこの間患者数が減って、病院経営そのものが大変な状況になっているわけですよ。そういう点では皆さんの判断に任せます

というんでは、病院がおかしくなってしまうですよ。少なくとも市の職員は、市民病院を支えていくというぐらいの意識改革が必要と思うんですけどね。職員が行かないような市民病院は市民行きませんよ。そういう点ではもっと位置付けをきちんとして、市挙げて市民病院を支えていくような仕組みを作ってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

城戸人事課長 委員言われるとおり、職員としても市民病院を支えていくということは当然必要であろうと考えています。そういった方向性で人事課としても、例えば職員に健康診断を受けるときは是非市民病院を利用してくださいということは可能かとは思いますが、強制してということは困難であろうかと考えています。

下瀬俊夫委員 僕は強制しろなんて言ってないです。言ってないけど、どうも姿勢からして、行政がそういうことを言うこと自体をためらうような答弁、雰囲気があるんですよね。これはまずいんですよ。市民病院が2年続けて赤字になっているんですよね。それをどう思いますか。これは重大事件だというぐらいの思いがないと、職員の気持ちが向かんのですよ。市民病院を避けようという職員の空気が感じられるから、なおさら積極的にこれを位置付けていただきたい。市民病院で是非人間ドックをやろうじゃないかというぐらい、職員に訴えたらどうかと言っているんですけど、いかがでしょうか。

今本総務部長 今年の間ドックはもう申込みが終わっているんですけども、人間ドックの募集のときには、市民病院を是非使いましょうという呼び掛けはしていきたいと思えます。

岩本信子委員 職員研修のことについてお伺いしたいんですが、委託料138万5,000円が多いか少ないかっていう金額ですが、113人の職員がいて、研修というのは、いろんなところに勉強していくということは、すごく大事なことじゃないかなと思うんですけど、この予算の113人に対して138万5,000円。どう考えてこういう予算になるんですかね。研修というものに対しての執行部の考え方を聞きたいんですけど。

城戸人事課長 研修について、人事課としては特にこれを充実していきたいという方向は常に持っており、予算上ここに表れていますのは、いわゆる研修負担金ですので、例えば新規採用職員を派遣したときの負担金であ

るとか、そういったものを計上していますけれども、それ以外に全体的な研修費としては、この最近では市町村アカデミーであるとか、国際文化アカデミー、あるいは研修専門機関への派遣職員も増員しているところですし、特に外部からの講師を招いての研修、それ以外でも庁内で様々な研修、かなり研修に力を入れているというところは自負していますけれども、職員数については総務費のところに入っている職員数ですので、全体の職員数を示すものではないと思っています。

岩本信子委員 職員自ら研修に行きたいということで自費で行かれる方も結構いると聞くんですけど、それなりに勉強したいという方には予算をちゃんと付けて、研修に行かせるということをやっているか、やってないかを聞きたいんですが。

城戸人事課長 先ほど言いましたように、研修専門機関の研修というのは、一般研修それから特別研修、そういったことを含めてかなり多くのメニューがあります。制度的な研修から実務的な研修まで様々なメニューがあり、これらのメニューを職員に開示しています。こういった研修メニューがありますので、是非受けてくださいということで、それから毎年県のセミナーパークにしても、研修運営協議会が開かれて、各市からこういった研修メニューを増やしてほしいとか、そういった要望をどんどんそこに投げ掛けて、新たな研修メニューを追加してもらったり、例えば必要なくなった研修メニューは落としていくような中で、研修メニューの充実は図られていますので、そのメニューの中から職員には全員研修を受けてもらうということで、特に希望する職員を優先的に充てています。そのメニューにない、個人的にもうちょっとスキルアップを図りたいとかいうものについては、現実としては職員個人の負担で、例えば図書を購入したりとか、そういったことはやっていますので、あくまでもこれは予算に限度がありますので、予算の範囲内でそういった研修は充実を図っていくという方向です。

岩本信子委員 予算の範囲内ということがすごく問題になると思います。もう少し予算を取る。これでいったら研修負担金31万4,000円ですよ。そのようなもので何人が一体行ってどうなるのかと思います。だから予算を取られるときに、やはり人材育成ということが一番大事だと思うから、その部分に力を入れて、ある程度予算を取っていくという方向性を付けていってほしいなと思うんですが、どうですか。

川地総合政策部長 人事課のここに組んである予算は一般研修がほとんどです。問題は各課が専門的に資格とかを取る分、公務としてですが、については各課からの予算要求が出てきますので、それに応じて市長も人材育成に力を入れなさいということになっていきますので、ほとんどその予算に対しては財政課では付けている。ですから、各項目の旅費の中にそういった専門的な研修は入ってきている。この2款にある分についてはセミナーパークや全国の研修といったものが主になってくると理解をいただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 79ページ、文書管理の在り方。公文書管理法は国だけではなくて地方もこれに準ずる扱いをすべきだという対応をしています。私は今の山陽小野田市の公文書の管理がこの法律に準ずる扱いがされているのかどうなのか、あり方として。いわゆる公文書管理のシステムとして機能しているのかどうかということをお聞きしたい。それと同時に情報公開の審査請求が何件ぐらい年間あるのか。これについてもお答え願いたいと思います。

野村総務課法制係長 文書の取扱いについては、文書取扱規程という訓令を定めており、それに沿って行っています。また、国の文書管理法に準じて改正の必要等があれば見直しを行いたいと思っています。また、情報公開の審査請求については、ここ数年行われていません。

下瀬俊夫委員 国が作った公文書管理法はかなり中身としては進んでいます。開示請求の問題も含めて、例えば文書管理を図書館業務等で管理できるような仕組み、あるいは開示請求も議会図書等とも関連しながら公文書の管理をどうするかという位置付けがされているわけですが、今の市の規程では、そこまできちんと市民に開かれたというようにはなっていないのではないかと思います。市民にとって公文書がどうあるべきかという立場で管理のシステムを作るべきではないかと思いますが、いかがですか。

岩本総務部次長 公文書については、公文書の法令ほか関係法令があり、このたび指摘がありましたので、改めて照合し、必要な課題があれば改善に向けて取り組みたいと思っています。

下瀬俊夫委員 87ページですが、婚活事業が民間になって何か成果が上がったとか上がらないとかちらほら聞こえてくるんですが、具体的にはどう

いう成果があったのか。

河口企画課長 28年度の婚活事業については、婚活セミナーを1回、婚活イベントを3回開催しました。その結果としては、人と人が出会うきっかけ作りということがありますので、第1回目のイベントにおいては相愛カップルが2組できたり、お友達カップルが6組できたり、第2回目では、人数がちょっと少なかったんですが、相愛カップルが1組、それから最後の3回目については相愛カップルが6組とお友達カップルが6組という結果は出ています。一つの出会いができる場所があるということできょういう結果が出たと感じています。

下瀬俊夫委員 よく分からなかったんですが、ゴールインしたのは2組ということですか。年間通じて。

河口企画課長 ゴールインしたかどうかは、まだ確認していません。相愛カップルとお友達カップルということですよ。

中村博行委員 最終的に結婚されたという追跡的な調査までいかれるということですか。

河田企画課課長補佐 受託業者にもこのたびのイベントに参加してカップルとなった方に最終的に結婚に至ったら是非報告してもらうようお願いしていますので、統計に活用したいと思っています。

下瀬俊夫委員 83ページ、サンサンきららに放送業務の委託料461万円出していますよね。費用対効果はどう見えていますか。

岩本総務部次長 この放送業務委託料については、FMサンサンきらら、FM山陽小野田に対して委託料としてお支払いしているもので、内容としては週に平日の4回と臨時分も含め、シティインフォメーションの放送、また、週1回のFM市政番組の放送、それと月2回の臨時番組の放送ということの放送料の委託です。なかなかこういったツールを使って市政情報を発信する機会は少ないと思いますので、こういった形でFMラジオを通して市政情報を発信できているという現状は非常に効果があると見えています。

下瀬俊夫委員 費用対効果の問題はきちんと調査をする必要があると思います。

いわゆるどの程度の人が聞いているのかという問題ですよね。結局聞かなければ意味がないわけでしょ。どれぐらい聞いていますか。調査する必要があるのではないですか。

岩本総務部次長 視聴者数は把握していません。

下瀬俊夫委員 461万円出しているんだから、当然調査すべきではないですか。結局サンサンきららから要請されて出しているんだろうと思うんですが、必要だから出すということなのかどうなのか。いわゆる放送業務を維持するために行政が出しているということになってしまっているのかなと思うんですが、そういう点でせつかくこの放送を通じて行政のPRをしてもらうわけですから、どの程度の人が聞いているのかは調べる責任があると思っています。それからもう一つは、これまで有線放送が特に山陽地区では市民の皆さんが楽しみにする内容の放送をかなり企画してやっていました。そこら辺があまりなくて、市民からすれば行政PR、行政情報というのはあまり聞きたくないわけですよ。そういう点でもっと私は市民に聞いてもらうための工夫が要るのではないかと思うんですが、それはここでそういうことを言ってもなかなか難しいので、少なくとも費用対効果、いわゆる461万円に見合う、市民にきちんと伝わる仕組みになっているかどうかを調べる必要があるのではないかという点についてはどう考えていますか。

岩本総務部次長 こういったコミュニティ放送については、先の東日本大震災においても、防災上において非常に重要な役割を果たしたということで見直しも行われているところです。そういったことも含めますと確かにどれだけの市民が聞かれているかというところは、不安は実際ありますけども、それはそれとして行政として、この今あるツールを最大限生かす方向で考えていきたいと考えているところです。

河野朋子委員 これに対しての事業評価シートを作っていると思うんですけど、その辺の数値、目標数値とか達成度とかその辺りがどうなのかを明らかにしてもらえばその辺も分かると思いますが、どうですか。

岩本総務部次長 評価自体は行っていますので、提出します。

笹木慶之委員 77ページ、ストレスチェック委託料ですが、以前に一般質問をしてこのことを聞きましたが、どのような内容を計画しているかお尋

ねします。

城戸人事課長 ストレスチェックについては、毎年1回必ず実施しなければならないということで委託しているわけですが、業者が職員個人個人に、項目が記載されたシートをお配りして、それを直接回収し、最終的にはチェックした項目を職員、個人宛てに再度返すという中で、高ストレス者と判定された方については、希望によって産業医の相談を受けるとか、そういった体制になっていますけども、人事課の職員がチェック自体に関わることが法的にできませんので、基本的には産業医等を中心に実施しているというところです。

笹木慶之委員 そのとおりですが、聞きたいのは、キラーストレスの問題。御存じですか。その辺りまで対応されているのか。

辻村人事課主幹 このストレスチェックは、業務量の負荷のストレスと職場環境、対人を含めてのストレス、この二つを計るもので、ストレスが高いか低いかという中で、高い方には面談をしてもらおうという、これがストレスチェックの中身です。

笹木慶之委員 チェックだけしてもどうしようもないじゃないですか。その次の段階、今一番言われているのはキラーストレスというのがあって、非常に対応が重要だということを言われているわけですよ。だから、その辺りまできちんと対応できる仕組みを作られたほうがいいんじゃないかな。これは委託料ですから、チェックをしたということだけかもしれないけど、延長線上にやっぱりそういったことを含めて対応することが好ましいと思いますが、これは要望として言っておきます。

下瀬俊夫委員 87ページ、移住ナビが、実はこの間ほとんど触られていないですよ。今、せっかくあの動画を作って、動画の評判がいい、いいって言われているんですが、動画が移住ナビでアップされて、でんと座っているんですが、それ以外のことがほとんど動いていない。山陽小野田市に積極的に来てくださいという発信が余りないと受け止めるんですが、ちょっとそこら辺はいかなものかなと思うんですが。忙しいから手が回らないのか、そこら辺がよく分からないので教えてください。

河田企画課課長補佐 移住ナビですけども、平成27年度に総務省が枠組みを用意して、その中に情報を各市町村で掲載していくという仕組みです。

開設当初に市の紹介ですとか、魅力、そういったものを掲載すると同時に移住を考える方のために住まいとか、仕事の情報、こういったものも掲載ができるようになっていきます。住まいの情報については市内の宅地建物取引業者に掲載をお願いしていましたが、最近、物件の件数が低調になっています。こちらのほうも改めて各業者に再度の依頼をしていきたいと考えています。その他の紹介の内容ですが、こちらも当初から変更があったものだけ改正しているところで、全面的な改正には至っていませんので、この課題として今後、魅力情報発信という観点から適宜、更新をしていきたいと考えています。ただ、広域で山陽小野田市に注目を集めることができるようなイベント等については、お知らせ情報という形で随時掲載をしていますので、こちらの取組を進めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 今のお知らせは結局ホームページ上の話ですよ。問題は移住ナビというのは、全国に発信して、皆さんそこに関心があって全国の情報を見ているわけですよ。そういう点では、インターネットのホームページをわざわざ見に来る人がどうなのかという問題もあるんですが、やっぱり移住ナビは移住ナビの独特の役割というのがあると思うので、これがほとんど動かないというのはいかがなものかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

河田企画課課長補佐 御指摘のとおり、内容の更新が遅れているという現状がありますので、魅力を知ってもらうためのツールの一つですので、この見直しも適宜図っていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 せっかく動画ができて、それなりに評判になった。よく分からないんですが、居眠りをするまちという印象が寝太郎民話で全国に発信されたわけですが、私はやはりもっと魅力のあるまちのイメージを発信できるような、もっと積極的な姿勢が要ると思っているので、この役割とか位置付けは決して軽視できないと思っているんですよ。そこら辺で是非面白い、みんなが興味を引くような情報の発信に取り組んでもらいたいと思います。要望です。

小野泰委員長 要望ですね。審査番号3についてはよろしいですか。それでは審査番号3を終わります。ここで5分間休憩します。

午前 1 1 時 3 5 分休憩

午前 1 1 時 4 3 分再開

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続いて委員会を再開します。審査番号 4 番、審査事業の追加 1 と 2 から行いたいと思いますので、質問がありましたら。まず追加 1 から行いましょう。

下瀬俊夫委員 パートナリシツで、確かにいろいろな施設を選手が訪問しているというのはあるんですが、わがまちに練習場があつて、まち全体でレノファを応援しましょうという雰囲気あまり感じられないのはなぜでしょうか。

船林文化・スポーツ政策室長 感じられないということですが、反省する点が多くあるだろうと思っています。課題としては、まだ P R が足りないということもあるのかもしれませんが。パートナー事業をまだこれからも積極的に、効果的に展開して、今やっているのは、パートナーシツ事業そのものではないんですが、レノファのホームゲームのときにブースが出せる機会には積極的にブースを出して、クラブハウスが山陽小野田にあるということをお知らせしたり、そうした中で練習をたくさん見に来てもらって、交流人口も拡大していく。そういったことで機運を醸成していきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 段階があるんだろうと思うんですね。今回 6 0 万円ですから、予算そのものが。そんなに大きい予算じゃないので、やることそのものが限られているわけですね。ただ今のは応援団にいろいろ来てもらおうとか、応援団と交流しましょうとかいう話でしょ。私が言っているのは、まち全体でレノファを応援していますという雰囲気が感じられないわけですよ。例えば山口に行けば道場門前の商店街にずっと旗が下げられて、それだけでも雰囲気が伝わってくるわけですよ、応援しているという。そういうのがまちの中に何もありませんよ。僕はあれがどの程度予算が掛かるか分からないけど、例えば企業にはもっと積極的にレノファ応援しますという企業もたくさんあるわけで、そういうところから寄附を募って、ああいう旗とか一定の雰囲気が出るようなものを街頭なんかで下げていくという、これは一つの方法だと思うんですよ。そういう何か派手なことをもっとやらないとあまりぴんと来ない、そう思うんですけどね。

船林文化・スポーツ政策室長 言われることは非常によく分かります。確かに
山口市には非常に派手な宣伝があることは知っています。予算を伴うこ
とですので、市の予算でどこまでできるのか、それから応援してもらっ
ている企業を巻き込んでこういった形でできるのかを今後十分に検討し
ていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 その発想がやっぱりまずいと思っているんですよ。指摘されて
「分かりました、では何とか」という話では駄目だと。こういうのはも
っと大胆な派手な発想がないと市民全体にアピールしようということに
なるとちょっと担当の課としていかなものかと思うんだけどね。さっ
き言ったように予算がなかったら予算作ればいいわけ。そういう企業が
たくさんあるわけでしょ。レノファのためには金を出しましょうという
企業もあるわけでしょ。市民だってそうですよ。例えばこの交流セン
ター、あれにあまり参加がないということがものすごく気になっている。
市民に支えられないと絶対に強くならないし、うまくなりません。その
ためにやっぱりレノファのために何とかしましょうという市民が積極的
に知恵と金も出して支援する方法を考えるという点でもっとそこに頼っ
ていくということも、行政としては必要じゃないかなと思うんですけど
ね。今市が組む予算のことだけ、これから一步も出られないんだったら、
こういうのはあまり考えられないというように思うんですけどね。

姫井文化・スポーツ振興部長 本市がレノファの練習拠点になっていますので、
もっともっとPRしなければならぬという御指摘、そのとおりだと思
っています。今までもレノファののぼりであるとか、試合のポスターで
あるとかいろいろ市民の皆さん、あるいは事業所等でPRもしてもらっ
ているところです。ただもっともっとということですので、その辺りも
十分考えていかなければならないと思っています。山陽小野田市がスポ
ーツ交流施設のクラブハウスを造ってききましたので、練習拠点であるこ
との強み、それを生かしていかなければならないと思っています。例
えば特別見学会、練習を見てその後サイン会等交流をするとかい
うこともしていますし、これはよそではやってないと聞いています。や
っぱりこの辺は練習拠点があるがゆえにと思っています。それと今後の
展開としてはできれば練習試合なんかを山陽小野田市の県立サッカー場
でできないかと思っています。もっともっと強みを生かした展
開と下瀬委員が言われたようにまち全体で盛り上げていくということも
十分考えていきたいと思えます。

下瀬俊夫委員 言われたからどうのこうのという話では、あまり言いたくなくなるんですが、例えば新幹線の厚狭駅があって、小野田駅があって、そういう駅の関係でも幾つもあるわけですよ。新幹線厚狭駅前だって何にもないわけですよ。ちょっとしたことだろうけど、何が必要なのかというところから出発しないと、言われたから何とか頑張りますみたいな話では駄目だということです。

姫井文化・スポーツ振興部長 特に市全体で盛り上げていくということになれば、どちらかというと市主導というものもありますけど、民間主導でやっていかなければならないと思っています。民間と連携して、もっともっと盛り上がるように展開して、できるだけ頑張っていきたいと思いません。

岩本信子委員 やはり民間に委託する。スポーツ教室事業になっているじゃないですか。そうではなくて、例えばレノファPR委託事業、それはあってもいいと思うんですよ。予算を付けて委託してPR事業という形を取られたら一番発展するんじゃないかと思うんですよ。レノファファンの方もたくさんいるし、そういう人たちが集まったクラブで宣伝してもらおう。いろんなことを考えてもらおう。それはやはり市が予算を付けられないことですよ。いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 資料で4ページ、パートナーシップ事業の資料を提出しています。先ほどお話したようにパートナーシップ事業として練習拠点である本市を生かした取組も今進めているところです。例えばレノファの特別見学会、これは他市ではやっていないと聞いていますし、11月には理科大でレノファの最終戦のパブリックビューイング、大型スクリーンで観戦ということでこのときにもレノファのほうに来て、レノファのPR、グッズ販売等もしていますし、それから今年になって1月には本市の観光農園でレノファのブース出展もしていますし、直近では日曜日に小野田青年会議所でレノファとの交流、サッカーの交流もやっています。このパートナーシップ事業の予算を有効に活用しながら来年度も展開して、もっともっとPRして、市民挙げて、事業所挙げてできるように今後とも展開を頑張っていきたいと思えます。

河野朋子委員 事務事業評価シートの記入ですが、すごく空欄が多くて、結局これを見たときに何でこの事業をやっていくのかとか、どういった問題

があるのかというところがほとんど書かれてないのがすごく気になったんですけど、この事業に限ったことではなくて、その辺りもう少し記入に対して、事業に対する意気込みがいろいろ出てくるのかなとも見られますので、もう少し事業の必要性を担当課がどう考えているのかとか、どうしていききたいのかというのがこの調書とか評価シートに表れるように、これは記入する担当課の姿勢だと思うんですけど、それを今回感じましたので、最初に言わせていただきます。企画課としてはその辺り、出されたときにそういうチェックをされているのかどうか。

河口企画課長 記入できていないところもありますので、今後各課に協議しながら埋めていくような形を取っていきたいと思っています。

中村博行委員 レノファに結局クラブハウスを含めて相当な費用を掛けているわけですね。そうしながらも他のスポーツがありますよね。そういうところに対する配慮みたいなものを少し感じるんです。例えばレノファ推進室とか、スポーツ全般とレノファ専門、そういう方向性、組織替えという考えはありませんか。

姫井文化・スポーツ振興部長 レノファ推進室というのはありませんし、29年度すぐには無理と思っています。ただ、すみ分けとして考えているのは、スポーツ関係はスポーツ推進課と文化・スポーツ政策室の二つがあります。どちらかといえばスポーツ推進課はスポーツ全体で、別にサッカーだけとかいうことはありません。文化・スポーツ政策室は、どちらかというレノファを活用した、あるいは連携した支援ということで、二つの課ですみ分けを現時点ではしているところです。レノファ推進室のようなことは人事のこともありますので、今ここでは難しいかなと思っています。

中村博行委員 要望ですけど、そういう方向性も是非考えられたらいいかかと思えます。

小野泰委員長 続いて2番について行います。

下瀬俊夫委員 自治体関与の妥当性が企画の場合は3になっているよね。それと個別計画との関係で推進計画に位置付けられているが3になっていますよね。これなぜこういう低い評価になっているんですか、前回に比べて。

杉山企画課主査 自治体関与の妥当性については、このたび評価として市が設置した施設における補修、更新に類似するものとして、3と判断しています。それから個別計画、政策との整合性ですけれども、スポーツによるまちづくり推進計画に位置付けとありますが、スポーツ交流施設そのものの運営について位置付けられているわけではないと判断して3としています。

下瀬俊夫委員 結局妥当性のところで、一体感の醸成とかまちづくりに大きく寄与する市の施設であるというところが、評価が低くなっているのは、それはこういうものではないと市としては考えているわけですか。

杉山企画課主査 自治体関与の妥当性という評価項目は、あくまでも評価することへの法的な義務付け等、必ずしなければいけないという度合いを計る評価項目として設定していますので、3としています。ですので、ここに書いてある評価理由として本市のまちづくりに大きく寄与する度合いが低いかどうかということではなく、別の評価の項目と考えているということです。

下瀬俊夫委員 それが気になっているわけですよ。何で原課とこんなに違いがあるのかということですよ。勘違いしているんですか、原課が。

杉山企画課企画係長 今日お配りした評価表に基づいて企画課として判断しているところですので、原課の評価と企画課の評価が分かれていることについては先ほども指摘がありましたけれども、それを見て原課と協議をする中で、評価の仕方を今後も統一していく方向で協議を重ねていきたいと考えています。

岩本信子委員 財源のところで、398万3,000円のうち22万円が光熱水費の負担金と残りが建設費の賃貸料でいいんでしょうか。

川崎スポーツ振興課長 この前の補正のときの続きになります。建設費のレノファからの負担を5割ということがありました。これについては398万3,000円の特定財源がありますが、計算しますと実際には、年間190万円になります。それで建物自体が耐用年数30年となりますが、この約190万円を27年間レノファから貸付料として支払ってもらおうと、建設費の市持ち出し分の約5割になると考えています。それから光

熱水費、これは維持管理費になりますが、その負担金としては、月に電気、ガス、水道、22万円ぐらい掛かるかなという試算をしています。その半分をレノファからもらおうと思っっていますが、月11万円です。レノファがオフに入りますが、12月に一月オフがあるとして、その11万円を11か月もらおうとして121万円が特定財源の中に入りますので、実際に試算していますが、190万円と121万円が特定財源になるのかなということで、一般財源についてはプラスの88万2,000円が一般財源になるのかなと思っています。

岩本信子委員 それでこういう費用負担ということで出されたわけですが、この契約とかはレノファとはされるんですか。

川崎スポーツ振興課長 レノファとは貸付契約で最終的な調整に入っています。光熱水費については覚書で半分ほどもらおうということで調整に入っています。

小野泰委員長 ほかにありませんか。ないようでしたら午前中の会議をこれで終わります。午後1時から再開しますので、よろしくお願いします。

午後0時8分休憩

午後0時59再開

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号4番の総務費、1項10目から29目まで、88から111ページ、質疑のある方、挙手をお願いします。

矢田松夫委員 73ページの報酬のところ、芸術顧問が300万円となっていますが、300万円の算出方法はどうなっているのか。それから、業務内容については、これまでの議事録を見ると、ほとんど文化会館に対する業務が中心になっていますが、ただそれだけでいいのか、含めてお答え願えますか。

西田文化振興課長 算出根拠ということですが、25万円の12か月ということ。どういう業務をしているかということの説明したいと思いますが、まず芸術顧問においては、文化会館で行っている主催文化事業のメ

ニューの提案、そして専門的な見地からの文化振興施策への提言と山口県交響楽団など文化関係団体との連絡調整、いろいろ交響楽団の方とも親交がおありのようですので、その方との連絡調整をやってもらっています。それと全体的にどうなのかということですが、文化によるまちづくりの推進委員会というものがあり、その委員にもなっておられ、全体的な文化振興に関する提言もしているというようなことです。

矢田松夫委員 300万円を使う内容については、ほとんど文化会館専属の仕事ととったんですけれど、例えば文化会館の運営委員会とか、文化によるまちづくりの委員会の出席も、それぞれ1回ぐらいしか出ていないんですが、なぜ成長戦略室に移したのか、全く意味が分からないんです。文化会館専属の芸術顧問であれば、そちらのほうに部屋もあるし、椅子も机もそこへ置いて、本来の文化会館専属のスカウト料で払えばいいものをなぜ成長戦略室に置いたのか、その辺の報酬と仕事の中身が非常にアンバランスであるということだけ申し上げたいんですが、どうですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 芸術顧問の田村先生の分ですけど、条例で報酬は決まっていたと思います。それと確かに文化会館のほうで主な指導をしてもらっているんですけど、市全体の文化事業、例えば市制10周年、あのときにもNHKののど自慢であるとか、なんでも鑑定団であるとか、それらの招致をしてもらった。それから、29年度もNHKの文化の関係も、招致を進めているところです。田村先生におかれては、テレビ局等とのパイプがあるとか、あるいは文化人、音楽関係者等とのパイプがあって、いろいろ指導をいただきながら、本市の文化によるまちづくりを推進しているところです。

矢田松夫委員 であれば例えば金額が妥当なのか。先ほどからの回答を聞いてみると、文化会館にいろんな催し物を招致するスカウト料にしか見えてこないんですが、文化を市全体として高揚していく一つの役割を持っているといいながら、それだけの報酬をもらって、どんな仕事があるかといえ、文化会館に催し物を持ってきてただけとしか聞かえないんです。それが本当に妥当な報酬なのかどうなのか。もう一回、よく検討してください。

西田文化振興課長 出勤は週2日か3日、平均するとそうなんですが、出勤されないときにも、東京とかいろいろなところに出張した際に音楽関係者とか、芸術関係者とお会いになって、誘致活動をしていると認識してい

ます。

姫井文化・スポーツ振興部長 もう一つ、矢田委員が言われた、文化会館に特化していると。確かに特化しているということもありますけど、文化会館が芸術文化の中心的なところ、そういう面でいろいろな大きなイベント行事に関しては、文化会館でする行事は確かに多い。それとあと一点、地域の方の音楽関係者などにも、いろいろアドバイスもされています。

下瀬俊夫委員 93ページ、防災です。この防災の一つの大きな目標というか、南海沖、東南海沖、これを想定して、防災体制を強化というようになっているんじゃないかなと思っているんですが、それがどうなのか。もう一つは、当然自治体間の連携問題が当然出てくると思うんですが、それはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

岩本総務部次長 本市の防災計画においては、想定としては南海トラフの巨大地震、それと周防灘や福岡の東方沖の地震も踏まえた中で計画を策定しているところです。それと指摘のありました他の自治体との連携ですが、現在も県内の防災担当課で協議していますが、それぞれ連携を図るよう努力しているところです。県においても、昨日、新たに県内の受援計画を策定したということがあります。それについては、県内全体で全国からのボランティアなり救援物資なりを集約して、効率よく配布していこうという体制の取組を始めたところです。こういった面においても、各自治体が協議しながら、相互に協力体制を作っていくということを考えているところです。

下瀬俊夫委員 県内の自治体間の連携の問題です。これについてお聞きしたいんですが、先ほど言われたように南海沖トラフが一つの防災の基本であるということであれば、実は南海トラフの場合は、基本的にかなり広範囲な自治体が巻き込まれてしまう。だから、相互支援がまずできなくなるんじゃないかと言われているんです。そうすると影響の少ないところはかなりいろんなところから支援の要請が来るということで、多分に南海トラフを想定されると自力で頑張らないといけなくなる可能性もあるんじゃないかなと思っているんですが、そこら辺はどのような議論がされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

岩本総務部次長 防災体制は、自分の市は自分の手で守るということで、それを基本にして整備に努めるわけですが、そうはいつでも非常に広域の災

害、あるいは単市ではとても抱え切れないような地震も現実として想定されているところですので、南海トラフの津波だと大島からずっと周防灘沿岸域が全て甚大な被害を被る可能性があります。そういう場合に備えて、県でも計画を考えていますけども、県内での枠組みも当然ありますし、熊本地震においても、山口県と九州を含めた枠組みの中での動きもありました。それと専門職、土木関係、あるいは保健師の関係とか、全国的な枠組みの中で動くシステムもありますので、その中でそれぞれうまく生かして、本市の万が一のときでも万全を期していきたいと考えているところです。

岩本信子委員 それに関連して、防災費ですけれど、地域の消防団がありますよね、高泊の事例ですけれど、消防団の人たちが防災の意識でイベントを去年されているんです。地域の消防団の人が一番地域のことが分かっているんだから、防災の中で地域消防団を活用するというこの考え方はどうなのかなと思ったんです。消防じゃなくて防災という意味での消防団の活動、それを地域との連携を図る活動にしていくとか、そういう面は考えられることはありませんか。

大下総務課危機管理室長 昨年7月の中旬だったと思います。高泊地区で消防団が防災フェスタという画期的なものをされたんですけども、地域の消防団が何もされてないということはありません。11のセーフティネットワークで行われている防災訓練でも、その地区の消防団が来られて、訓練の指導に当たっています。近年、特に夜中に急に降り出す豪雨に非常に悩まされています。そういった内水氾濫が起きたときに消防団の方々にも協力してもらわないと、なかなか市だけでは完全な防災体制はとれないものですから、そういったことも今から消防課なり消防団と協議をしていこうと思っています。

岩本信子委員 とても大事なことだと思います。それで、やはり防災という観点から見ると、消防団員も研修とか、そういうことをしていかななくてはいけないんじゃないかと思うんです。消防団の中で訓練はされているんでしょうけど、全体の連携と、それから消防団員のそれぞれの意識の訓練、研修みたいなものは市のほうで予算を付けてしないとできないんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

大下総務課危機管理室長 消防団は、それぞれ仕事を持った中での活動ですけども、土日とかを利用しながら訓練、あるいは防災の関係の勉強もされ

ていることと思っています。ただ具体的にそれに対して市がどう支援していくかは、今答えることができません。

岩本信子委員 地域を守るという点では大事ではないかと思しますので、協調してほしいと思います。それで、95ページですけれど、自主防災組織補助金というのがあります。この補助金で何件今あって、そして成果報告とかいうのはされているのかどうか。

大下総務課危機管理室長 今現在、28年度の途中ですけど、38の自主防災組織から申請若しくは交付済みということです。補助金の流れとしては、まず申請をしてもらうんですが、「何月何日にこういった訓練をします。については訓練に要する経費、こういった資機材等を購入する予定にしています」という申請を出してもらい、審査した後、自主防災組織宛てに補助金の交付決定通知書を送り、それを受けて訓練を実施された後に実績報告書並びに請求書を出してもらって、各自主防災組織に支払うという形をとっています。

岩本信子委員 114万円の予算ですが、これは新規の自主防災組織に対する予算ですか。

大下総務課危機管理室長 規則で決まっております、初めてこの補助金を申請するところについては、2万円の固定プラス世帯数という形で、2年目以降は1万円、半分になり、1万円プラス世帯数という形で補助金を交付しています。

岩本信子委員 それと地区防災会補助金というのがありますけれど、これはどちらに出されているんですか。

大下総務課危機管理室長 これは11地区あるセーフティーネットワークで行われます防災訓練をされた補助金です。

岩本信子委員 これは各地域のセーフティーネットワークに出されているんですか。どこかまとめて出されているということはないですね。そして、きちんと事業報告をもらっているんですか。

大下総務課危機管理室長 11地区の各セーフティーネットワークに規約がありますが、それももらって、防災訓練を行った後に補助金を差し上げて

いるところですよ。

下瀬俊夫委員 97ページ、男女共同参画審議会委員の構成比を教えてください。それと各審議会の中で女性の比率が全体で何%なのか。

石田市民生活課長 市の男女共同参画審議会の委員の構成ですが、委員は12名います。そのうち女性が7名で、女性の割合は58.3%になっています。それ以外は今資料を持ち合わせていません。

下瀬俊夫委員 宇部では女性の比率を半分にするということで、既に実績としては出ていますよね。うちはかなり低かったと思います。そこら辺で特に女性の比率を高めるために、具体的な目標数値の設定が必要じゃないかと思っているんですが、具体的に何かあるんでしょうか。

石田市民生活課長 女性の割合ですが、最終的には50%ということで設定をしています。

下瀬俊夫委員 50%の目標は未来永劫頑張りますという話ではなく、具体的に設定時期はいつ頃まで考えているんでしょうか。

石田市民生活課長 今50%と言いましたが、一足飛びに50%というのはなかなか難しいかと思えます。今、男女共同参画を推進していく上で、女性の委員を増やしてもらおうということで進めていますが、最終的には50%という目標を掲げていますが、30%、35%、40%という形で少しずつ増やしていきたいなと考えています。

下瀬俊夫委員 宇部市が女性市長になったということで、多分かなりハッパがかかったんだろうと思うんですが、これはそんなに難しくないはずなんです、委嘱するわけですから。委嘱するのは行政がやるわけで、問題は一気に5割をやろうと思えばできるわけです。なかなかできないと思ってたら、多分何十年掛かってもできないと思います。一気に変えるということのほうが正しいと思うんですが、いかがでしょうか。

石田市民生活課長 確かに50%ということに重点を置けば、50%にできないことはないのかもしれませんが。ただ、男女共同参画を推進していく立場から言いますと、無理やりに女性を増やせばいいというものではないと思いますので、その辺の意識の醸成等からまず進めていければと

考えています。

河野朋子委員 関連しますが、今の意識を変えるということ、すごく大事と思うんですけど、本市では女性の日というような独特の事業を市独自でされていますよね。これ何年目になりますか。

石田市民生活課長 これは、市長の公約の中にあっただけで、平成22年から行っています。

河野朋子委員 ということで、かなり長くこの事業を続けているんですけど、当初これに対して女性の議員からもいろいろ意見が出て、裏方に徹している女性に感謝する日みたいな、もう意識が全然違う、そういったことを掲げながらこの事業をずっとしてこられて、結局この事業によって何がどう変わったのかという評価です。この年度も当然このように事業をすると上げてありますが、これに対しての評価をどのように行っているのか、それについてお聞きします。

石田市民生活課長 評価ですけど、まず、河野議員が言われたように、女性の日の当初の出発は、いつも縁の下の力持ちである女性にスポットを当ててということで恐らく始まったと思います。今年度、男女共同参画の事業と女性の日の講演会として、男女双方の視点で災害に強い地域づくりをとということで、防災にも少し視点を変えてこのたび講演を行いました。この女性の日の考え方ですが、まず、市民生活課、男女共同参画を担当する課としては、男女共同参画を推進するという観点からも、この女性の日を行っていきたいと考えています。

河野朋子委員 そうなりますと、当初の事業そのものの目的とか趣旨とかというところが、今少し変わってきていると思うんです。私はそうあるべきだと思うんですけど、これも市長の公約ですので、今後どういう形になるか分かりませんが、そういった意識とか啓発というところで、この事業自体見直しの時期に来ているのかなということも意見として言わせていただきます。

岩本信子委員 99ページ、社会活動推進費について聞きたいと思いますが、まず、外灯設置の補助金ですけど、全体の外灯の中で何%LED化されているかをまずお聞きします。

吉村生活安全課課長補佐 平成29年3月14日現在、5,717灯のうち2,582灯がLED化、45%がLED化になっています。

岩本信子委員 今年度の予算は、何灯を予定されているんですか。

吉村生活安全課課長補佐 おおよそ600灯を考えています。

岩本信子委員 自治会館の建設補助金が少なくなったという説明を聞いたんですが、今見ますと190万円ということになってはいますが、待ちというところはないんですか。全て解消されているという考えでよろしいんですか。

石田市民生活課長 自治会館の建設補助金については、今年度4自治会ほど予算計上しています。実際、今、自治会館の建設補助金の申請が出ているところが8自治会あり、来年度4自治会ほど予算を付けていますので、残りが4自治会ということになります。

下瀬俊夫委員 さっきの審議会のことで、気になったのでお聞かせ願いたいんですが、女性の意識が後れているから比率が低いんですか。女性の意識の向上を図るために、時間が掛かるんだと言われましたよね。それは基本的におかしいと思います。

石田市民生活課長 先ほど申し上げたのは、一つの要因ということで述べました。女性の比率が低い理由としては、いろいろ考えられると思います。例えば、そういった場面に手を挙げて参加することに対する意識等もそうでしょうし、そういった場に出られる環境かどうかというのもあるでしょうし、いろいろ複合的な理由でなかなか女性の委員の構成比率が上がらないということで、今は考えています。男女共同参画を推進していく担当課としては、その辺の複合的な理由を一つ一つ解決、少なくしていく中で構成割合が増えることを望んでいます。

下瀬俊夫委員 基本的に私は意識の問題ではないと思っています。問題は、行政が5割を目指すと言うのであれば、意図的に5割にするための努力をどうするかと、これ以外にないんです。全体の状況を変えていこうと思ったら、それが十分とか不十分とか言っていたら絶対できないんです。99ページ、自治会事務費補助金です。これまで自治会事務費補助金について、当然のごとく補助金を出している団体から、予算決算書の提出

をお願いするという、これは補助金行政の基本ですよ。そこら辺がなかなかうまくいっていなかったというのがこれまでの経過ですが、この自治会事務費補助金について、当然各自治会に出すわけですから、各自治会で総会を開いて、予算や決算を審査をされているところについては、そのような資料の提出をお願いするというのは、当然だと思っているんですが、また、どっかからクレームが付いたみたいな話もあって、これは行政としてきちんとする必要があるんじゃないかと思っているわけですが、これについてどう対応されているのかお聞かせ願いたいと思います。

石田市民生活課長 自治会事務費補助金については、市の補助金交付規則や交付要綱に基づいて事務を進めています。3月に入り、もう年度末ですので、これから自治会ごとに総会が開かれることと思います。各自治会の決算終了後、決算書と収支の分かる報告書を提出してもらうように、現在各自治会長宛てにお願いをする予定にしています。この要綱ですが、平成27年4月に改正して、収支報告書の提出を義務付けています。それに基づいて、平成27年度自治会事務費に関しては、昨年度、委員会の中で資料を提出したと思うんですが、収支報告書という形で、自治会から出してもらっています。それをどう改善していくかを現在様式等も含めて検討しています。

下瀬俊夫委員 いずれにしても、担当から公文書を各自治会長宛てに送ってお願いをするということになると思うんですが、もしその文書があれば、後から提出をお願いしたいと思います。それから、もう一点、各自治会長宛てに自治会の加入、いわゆる住所変更とか子供が産まれた、そういう転入転出の関係で文書が届きます。これは、取扱注意という文書になっていると思います。ところが、自治会長は毎年代わっていくわけです。どの程度、守秘義務が課せられるのか。取扱注意とはあるんですが、そういう個人情報自治会長に送ることに何か意味があるのかなと思っています。そこら辺についての改善策について、実は自治会長もかなり疑問に思っているわけです。自分のところになぜこんな文書が市から回ってくるんだろうかということで、歴代の自治会長にきたやつが全部まとめられて、なかなか処分もできないという状況にあって、どうしたらいいんだろうかって相談を受けたんです。そういう点で、自治会長宛ての連絡文書の取扱いについて、少し行政としても考えたほうがいいんじゃないかなと思っています。いかがでしょうか。

石田市民生活課長 異動票のことと思うんですが、異動票について、各自治会長宛てに毎月1回異動があった際には送付しています。これは、過去覚書等を交わしている関係や自治会によっては、自治会の会員をきちんと異動票を基に台帳管理されているところもあり、自治会での取扱いがかなりまちまちというのは情報として把握しています。この点については、改善すべき点等もあろうかと思いますので、これから関係課等々と協議をしながら、今後この取扱いについて考えていきたいと思います。

矢田松夫委員 さっきの評価シートが出ましたので、何点か質問します。この事業の効果、予算を付けられましたが、サンサンきららに投資するだけの効果はこれだけではよく分からないんですが、この事業評価だけ見ると、結果として、どれぐらいの市民に対して効果があるのか、そういう把握はされないんですか。

岩本総務部次長 この放送がどれだけ市民に周知されているかということですが、平成26年度に広報紙でアンケート調査を行ったことがあります。その中で、「ピックアップ！さんようおのだ」、これが放送の番組のタイトルですが、これを聞いていますかという問い掛けを行っています。このアンケート調査は1,200人に対して行い、回収率が36.9%ですが、その中の結果では、「よく聞いています」、「時々聞いています」を含めて9%の方が聞いているという結果が出ています。ちなみに、フェイスブックは3.4%、ホームページは21.9%となっています。ホームページ、フェイスブックについては、常時見ることができるデータですので、もっと高い数字が出てもいいのかなとは思いますが、こういった数字になっています。その反面、「ピックアップ！さんようおのだ」については、そのときに聞いていないと聞けないものですので、率としては低くなると想定されますけども、この9%はかなり高いと評価してもいいんじゃないかなと考えているところです。なお、25年度から「ピックアップ！さんようおのだ」を開始しています。その翌年度の評価ですので、今後、広報のアンケートを行う際には、こういった項目を設けて、実際どれだけ聞いているのか調査してみたいと思っています。来年度においては、広報についてリニューアルも少し考えていますので、その辺りも踏まえ、そのアンケートについて、適切な時期に実施し、放送の周知度についても見てみたいと考えているところです。

矢田松夫委員 それと市民への効果の問題ですけど、例えば複合施設の2階に窓ガラス一面で放送室を作って、行政財産の目的外使用ということで無

料で貸しているんですけれど、結局この番組が市民に対してどれぐらい効果があるのか、その辺を一度ぐらい諮られたことはありますか。

吉藤山陽総合事務所長 「ピックアップ！さんようおのだ」の件ですけども、山陽スタジオが複合施設にありますので、こちらのほうで回答しますけども、どの程度聞いているかは分からないんですが、現在、山陽スタジオについては、毎週金曜日に午前中30分、午後1時間の放送をしています。市民の方に山陽スタジオからも放送しているということを知ってもらうという趣旨で、現在、その放送時間中はラウンジに防災ラジオを置いて、その放送を流すと同時にそういった放送を2階の山陽スタジオでしているということを周知しています。そういう周知をすることで、少しでもさんようおのだを聞いていただくようにはしたいと思っています。

矢田松夫委員 私が言ったのは、2階の放送室をどう使うのかということ、サンサンきららに460万円ぐらい出していますので、ぜひ放送内容をもう少し精査して、聞く頻度が高いようお願いしたい。これは要望です。

下瀬俊夫委員 先ほどの吉藤所長の答弁ですが、毎週金曜日の放送中に防災ラジオで流しているという話ですよ。何のためにガラス窓にしているわけ。普通サテライトというのは、市民から見られるような所でやるのが普通でしょ。どこでやっているか分からないから、防災ラジオを使うんですか。もともと、何であんな所に作ったか、本当に疑問なんです。サテライトって本来は、市民の見える所でやって初めて意味があるわけです。それが分からないから防災ラジオ使うというのは、基本的に本末転倒だと思います。

吉藤山陽総合事務所長 確かに1階にあれば、一番来庁者が多く通られる所です。よかったのかもしれませんが、全体の施設配置の中で現在の構造になっていますので、そういった中でどうしていくかということで、現在はそういった形の周知をしているということです。

下瀬俊夫委員 103ページ、文化会館の件ですが、文化会館のネーミングで、企業に名前を売るということで、一定の収入があったわけですが、これが本当に文化会館を市民に定着させるということですよ。よかったかどうかという点で、総括がされていれば御答弁をお願いします。

吉藤山陽総合事務所長 ネーミングライツを採用して、不二輸送機ホールということで現在まで行っています。市民の皆様へのいろいろな定着度、そして、どう思われているかということですが、最初は、不二輸送機ホールという名前が小野田にある会社と勘違いをされて向こうに行かれたり、といったこともありました。そういったことも含め、文書を発送するときには、必ず「不二輸送機ホール（山陽小野田市文化会館）」として定着度を図ってきました。どういった意味でそれをしたかということですが、やはりいろいろな意味で財源確保ということもありますし、老朽化する施設にも、ネーミングライツ、月20万円ですけれども、そういった費用を充てればというような趣旨もあります。総括ですけれども、できれば、3年たちましたら、また公募を掛けてやっていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 3年たって企業が変われば、また名前が変わるんですよね。これ何か意味があるんですか。結局、ネーミングを売るためだけに、いわゆる金もうけのためだけに、3年置きに名前が変わっていく仕組みを作ることに何か意味があるのかという話なんですよね。もともとあそこは当初は、さんさんホールという名前が付いていたわけですよね。それがいつの間にかなくなって、ただ単に文化会館。そういう点では、文化会館の略称、愛称を付けるというのなら意味が分かるんですよ。だけど、3年置きにころころ名前が変わって、括弧書きして文化会館、厚狭駅前って、何ですか、一体。こんなことでは絶対文化は育たないと思いますよ。そういう総括をきちんとしなければ、今言われたように、3年たちたら、また募集しますということを簡単に言わないほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 今言われたことは、本当に大事なことだと思いますし、利用される方の視点に立って、やっぱり考えるということも非常に大事だと思いますし、その辺はもう一回、部内でよく論議しながら、正しい在り方を探ってみたいと思います。

岩本信子委員 市民館の運營業務、公民館と市民館のすみ分けがよく分からないんですけど、何年も前からの希望でエレベーターを付けてほしいということが随分言われていると思うんですけど、これ、そういう計画は立てられないんですか。

船林文化・スポーツ政策室長 市民館にエレベーターを付けてほしいという要

望は、随分前からあると聞いています。それで、市民館に関しては、再編計画の中で長寿命化施設ということで耐震化補強工事を何年か後に行う中で、そういった必要な設備の改修等も行いたいということで今調整を行っているところです。

下瀬俊夫委員 109ページ、110ページ、厚狭複合施設の件です。中庭について、もっと市民が活用できるような広場にすべきじゃないかという、以前から議論がありました。ところが、依然として、車止めが置いてあって、ほとんどの市民はただ単に通るだけという状況です。ある意味、デッドスペースになっていますよね。これをもっと有効に活用するというのは、行政の責任だろうと思っているんですが、これをどう考えているのかお答え願いたい。

吉藤山陽総合事務所長 複合施設の中庭の件ですけれども、以前から要望書ももらっていますし、議員の一般質問でも取り上げられていることです。言われるように、現在はああいった状況になっていますので、これをどう活用していくかというのは、非常に大事な問題だと思っていますので、今の敷地全体の占める割合からしても結構ありますので、これをどう活用していくか、維持管理の面を含めて、利用者の意見も拝聴しながら考えていかなければならない重要な課題の一つと認識しています。

下瀬俊夫委員 利用者協議会から要望が出ましたよね。これは、利用者の声じゃないんですか。

吉藤山陽総合事務所長 利用者協議会は、厚狭公民館を利用している団体を中心に構成されている団体です。確かに、利用者の意見には違いありませんが、ほかにも利用者は図書館含めていろいろありますので、そういった意味で、いろんな方の意見を聞いて考えていきたいという趣旨です。

下瀬俊夫委員 どのように考えていこうとしているのか、実はよく見えませんね。これまでアリーナの空調の問題も含めて、いろいろありました。駐車場の車止めの問題もあります。幾つかの問題点が指摘されて、改善について要望が出されています。こういう問題について、どういう仕組みを作って、それを市民の声として反映させるかという、そこら辺は何か考えていますか。

吉藤山陽総合事務所長 どういった形で市民の意見を聞いていくかということ

だと思います。これについて、まだ具体的な案は持ち合わせていませんけども、一番いい形で決めていかなければならないと思っていますので、そこも含めて今後しっかり検討したいと思っています。

下瀬俊夫委員 今日には予算を審議しているんですよね。何の方向性も見えない、議論がかみ合わないでしょ。こんな議論はだめですよ、あなたは責任者なんだから、一定の方向で、自分としてはこう思っていますと言わないと、今後検討します、今後検討しますみたいな話ばかりでは、議論も深まっていけないと思うんですけどね。ちょっとまずいでしょ、こういう議論は。

矢田松夫委員 今回の厚狭地区の複合施設の予算を見ると、維持管理費の予算計上になっているわけよね、光熱費とか、警備とか。それ以外に利用者協議会とか、市民団体から出された要望について検討する予算のことを考えたものがあるかないか。こういうところを修繕するとか、こういうところの利便性を高くするとかありますか、今回の中で。

吉藤山陽総合事務所長 この予算の中は、維持管理費の予算になっていますので、ただ、そういった検討をするに当たって、全てが予算が要するというわけではありませんので、そういったものはしっかり考えていきたいと思っています。

矢田松夫委員 一旦停止と徐行表示はどうなっていますか。

吉藤山陽総合事務所長 一旦停止と徐行の表示については、もうやっています。

矢田松夫委員 そういうふうにして、できるところはまだあったと思うんですよ、利用者協議会から出されたものが。例えば倉庫が非常に不足していると、物品を収納するのに。そういった要望は今回出されなかったんですか。

吉藤山陽総合事務所長 利用者が通常の活動の中で使うに当たっての倉庫が欲しいということだと思うんですけども、現在、そういった利用団体の方から、どういったものを日常活動として置きたい希望を持っているか、そういった意見集約をした段階ですので、どう対応していくかについては、しっかり考えていきたいと思っています。

矢田松夫委員 例えば展示パネルは今置く所がないから、市内の公共施設に分散して収納しているという状況があるんですよね。結局、収納する所がない。小さなことですが、ジョウロ、あれでさえ駐輪場の物干しぎおにかけているという状況でしょ、しまう所がないから。それで風で飛んで、落ちて割れたと。やっぱりそういう状況があるから、今からやるんじゃないくて、もう既に要望が出されているものについては、今回、少しぐらい反映した予算になっているかなと思ったら、そうっていないんですよ。どうされるんですか、今から。もう一つありますが、2階の研修室がありますが、カーテンレールはもう付けられたんですか。付けてないでしょ。要望した内容が一つもなかった、今回の予算書の中に。みんなのことを考えた予算になってないと思うんですが、どうでしょうか。

吉藤山陽総合事務所長 まず、倉庫の件については、現在、北側に倉庫が1棟ありますが、そこも全てが埋まっているわけではありませんので、そういった団体の方には、そういった倉庫もあるので、それも活用できますよという話はしています。そこでも収納ができないとなれば、また考えていかなければいけないと思っています。それと2階研修室のカーテンレールですけれども、本当に要るのかどうなのか。日常的にどの程度要るのか、そこはしっかり聞いてみたいと思っています。

矢田松夫委員 警備料が200万円ぐらい増えているんですが、これはどういう理由ですか。

吉藤山陽総合事務所長 警備委託料については、28年度については既に27年度中に入札を執行して額が確定していましたが、29年度は、今後入札を行いますので、現在は積み上げた予定価格で計上しているということです。

矢田松夫委員 厚狭地区複合施設については、施設の効率化、使い勝手ともう一つは経費の効率化が最大の目的であったんですが、3施設を統合した結果、それぞれ経費が掛かっていたんですけど、かなり軽減すると思いですか。

吉藤山陽総合事務所長 維持管理費で比較をしています。まず、比較の対象として、単独施設での維持管理費ですが、24年度の決算額で比較をしています。24年度の単独施設の決算額と平成28年度の決算見込額で比較をしてみました。それでいきますと複合化したことによって約577

万円の縮減が図られています。その中で一番大きなものは、やはり光熱水費です。電気料、水道料等ですけども、これが複合化したことによつて約460万円の縮減ができていますので、やはり複合化したことによる維持管理費の効果は一定程度見られると思つています。

小野泰委員長 111ページまでよろしいですか。それでは、審査番号4番まで終わります。ここで5分間休憩します。

午後2時3分休憩

午後2時10分再開

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。審査番号6番、衛生費、まず審査対象事業2番から質問をお願いします。

下瀬俊夫委員 まず、医師会として、この急患診療所を維持するかどうかという点でいろいろな意見が出ていますと聞いていますが、先般、病院で確認をしたら、医師会から病院の中に急患診療所を作ってくれという要望は出していないんだという話がありました。ただ、医師会の中でもいろいろな意見があつて、なかなかきちんとしたまとまりができていないというのが現状のようです。この急患診療所の維持運営について、市に対して具体的な要望が出ているかどうか、まずこの点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

岩佐健康増進課長 要望については、27年5月に小野田保健センターの建屋の今後の活用についてという要望が出ています。その後段に、今後、山陽小野田市の一次救急診療所の拠点として整備をしてほしいという要望は出ています。

下瀬俊夫委員 そうすると確認ですが、市民病院の中に空きスペースを作つて、そこに移してほしいという具体的な要望じゃなかったわけですね。

岩佐健康増進課長 口頭ではそのような意見はありました。ただ、文書の中には明記されているものではありません。

下瀬俊夫委員 実は私たちは、そういう具体的な要望があるのかということで、

若干勘違いもあって、病院会計の中でそういう具体的な議論を進めたんですね。ところが、病院としては何も聞いていないという話で、本会議でも、若干この問題について局長からも議論があったんですが、今言ったように、医師会の中でも、担当の先生の間で意見がかなり違っていると。いわゆる今以上に仕事量を増やしたくないという先生もいるらしいし、なかなかまとまらないという意見がどうも本音のようなんですね。ただ、市として、今、急患診療所に来る人が大体平均で3.4人ですよ。5人の目標に対して3.4人、これが多いか少ないかはあるんですが、市民病院のほうは5時以降、かなりいるんですね。多分10人ぐらい平均でいるんじゃないかな。そういう点で、病院の当直医が、この5時以降の患者に手を取られて、なかなか大変だという話があって、だったら医師会とのすみ分けをしたらどうか、今の保健センターではなしに、市民病院のほうに急患診療所を作ったら、医師会がカバーできるんじゃないかという思いもあったんですが、そこら辺については、地域医療対策室としてはどう考えているんでしょうか。

岩佐健康増進課長 確かに3.4人ということですが、私どもの広報が足りなかったということも十分反省しているところです。ただ、この1月、2月の受診を考えますと、1月については、10人を超える日が6回、一番多いときでも15人来ていることもあります。1月の平均6.53人、2月5.4人と増えているところです。できる限り、急患診療所で進めていながら、どうしても器具等が足りないものはたくさんあります。それで足らなければ、市民病院に紹介したり、労災に紹介したりするようなバックアップ体制をとっていきながら進めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 本会議の中で、仮に市民病院に急患診療所を設置したら、病院の医療機器を活用することになって、病院のスタッフをそこに使うことになってしまうと。それは病院としてはなかなか難しいんだみたいな話があったんですね。一次の場合でも、やはり医療機器を使うということはあるんですか。

岩佐健康増進課長 ないとは言いませんが、今、急患診療所には、レントゲン等の機械等は置いていませんので、一次のときにレントゲンがどうしても必要なときには、市民病院、労災の先生に連絡を取り、紹介状を持って、行ってもらっているところです。

下瀬俊夫委員 市民病院は紹介状なくてもいいという話があるけど、後で確認

します。問題は、医師会のほうから、急患診療所を受けたくないという要請は、行政には基本的になかったということで確認していいですか。

岩佐健康増進課長 医師会のほうから、受けたくないというような話はありません。

小野泰委員長 いいですか、ほか。次に行きます。審査対象7番の質問を受けます。

岡山明委員 補正のときと同じような質問をするんですけど、承諾していない人が1人いる状況でしたけど、その後の状況をお聞きしたいんです。

井上環境課長 あのと看にも説明しましたけれども、機会があるたびに話しています。補正からは余り時間がたっていませんので、あのと看からは行ってお話をしていません。

岡山明委員 新配水池に工事車両が出入りしている状況の中で、整備中の新火葬場も同じような出入口で、承諾を取れていない方の真横に近いような所で、2か所、2、3年掛けて工事していると。そういう迷惑を被っていると、そういう批判が出ているんですが、その辺の対応はどうですか。

井上環境課長 確かに、今回承諾をしていない方には迷惑を掛けているのは事実です。ですけれども、出てくるトラック等に関しては、店の前は通らないように、バイパスを通過して泥を排出する等の説明をして、承諾とまではいかないまでも、その件については了解をもらっていると思っています。

岡山明委員 では、工事には差し障りはないと、このまま、この形で推移するという状況ですか。

佐久間市民生活部長 工事については、公共工事が隣接した所で2回続いたということで、御迷惑を掛けているということは事実ですが、工事は、来年度予算の中で工事請負費が予算計上されていますので、それを粛々と進めていく。ただし、理解をしてもらうことは厳しい部分はありますけれども、誠心誠意説明をさせてもらって、可能な要望等があればかなえていければと。例えば工事のやり方とかいろんなことがあれば、可能な範囲で何とかしていければと思っています。

岡山明委員 承諾は得ない状況で、最終的にはできてしまう可能性がなきにしもあらずという状況ですね。

佐久間市民生活部長 結論では、そういう状況になります。この件は逐一、白井市長にも報告をしており、協議しています。ただ、公共の福祉という面もありますので、その辺は説明しながら、最終的に承諾書に印鑑が有る無しはいろいろあると思うんですけど、その中でも進めていくという状況です。

下瀬俊夫委員 28年度事業で、この1月ぐらいいまでに大体実施設計まで終わるということになっていますが、もう基本的に設計できたんですか。

井上環境課長 契約については、1月末ということで契約してはいたけれども、こちらのほうから、車寄せの関係で少し変更を申し出た関係もありますので、3月10日までで契約を終わって、成果品を納品してもらったところで、今から検査をするところです。

下瀬俊夫委員 そうすると、実施設計も含めて基本的にできたということですが、これから検査でしょうが、基本的に我々が説明を受けていた基本設計の段階から、何か具体的な変化があるのかどうなのか。

井上環境課長 変更は何もありませんが、今、車寄せの大きさについて変更を求めていますので、面積的には少し小さくなったところです。

矢田松夫委員 当初は16億円ぐらいで火葬場ができるという予想でしたが、これから先まだ膨らみそうな予想ですか。

井上環境課長 基本計画で、そのぐらいの金額が出ています。その後、人件費等も上がっていますけれども、それを踏まえても、余り金額が上がらないような形で業者にも設計を依頼して、今、実施設計ができたところです。

下瀬俊夫委員 資料の50ページ、エントランスホールと告別式の収骨室、特にエントランスホールの屋根について採光をかなり考えていたという話で、いわゆる光を取り入れる採光について、何か工夫があるのかどうか。それから、告別式、これは間接照明になっているんですか。

井上環境課長 エントランス前面がガラスになっており、それも高さが3.5mぐらいありますので、採光については明るいイメージを持っています。収骨室については、間接照明を採用しています。

下瀬俊夫委員 あとは、エントランスホールの壁ですよね。壁は具体的に何か工夫があったんでしょうか。

井上環境課長 実施設計がありましたけれども、あのときになるべく小野田のガラスを宣伝したいので、ガラスを採用したいということで説明しました。今回の実施設計で業者から、ガラスを常時使って焼野海岸の夕日をイメージするようなデザインをもらっています。

岡山明委員 さっきのエントランスの部分で、来た人が、「ああ、山陽小野田市、ガラスの市なんだ」というイメージが湧くような幅があるか聞くんですけど。

井上環境課長 実施設計のデザイン画を見ると、入ったときにインパクトあるようなガラスを付けていますので、ガラスのイメージは出してもらえるものと思っています。

小野泰委員長 この件はよろしいですね。それでは、衛生費166から189、お願いします。

下瀬俊夫委員 さっきの答弁してよ。市民病院に紹介状は要らないでしょ。

岩佐健康増進課長 先ほど紹介状と言ってしまいましたが、そうではなく、電話等で医師が医師に対して紹介するということです。

下瀬俊夫委員 171ページの地域医療連携ネットワークですね。今、地域で無医地区に近い状況の地域もあるし、かなり偏りがあるんですね、医療機関そのものに。これについて、どこが担当するのかといえば、基本的にはやはり地域医療対策室だろうと思うんですが、市内全域で、どこにいてもきちんと医療が受けられる仕組みをどうするかというのは、大きな課題だと思うんですね。そこら辺で、この全体の医療連携のネットワークをどう作るかという点で、うちがやるんだという意欲を少し見せていただきたいと思います。

岩佐健康増進課長　ここに現在上がっている地域医療連携の31万円という予算については、医療情報ネットワークのさんさんネットを利用する負担金です。公開病院が今3病院です。もっと増やすことによって利用者が増えるのではないかということで、まだまだ課題はあるところですが、病院と診療所等をつなげるようなシステムを構築するためのもので、先ほど委員が言われた無医地区のものではありません。

下瀬俊夫委員　これは言われるように基幹病院と診療所をつなぐネットワークですよ。それは分かります。問題は、市民病院の情報が診療所とつながらないという、このネックになっている問題をどうするか。もう一つは市内どこにいても医療が受けられる、こういう仕組みを誰が責任持つのかという点で言えば、やはり行政しかないわけで、そこら辺の担当はおたくですから、その辺の基本的な考え方についてお聞かせ願いたいなど。

岩佐健康増進課長　私どもだけでこれを進めることは、当然できません。今、委員が言われることは大きな問題です。今後も、小野田市医師会、厚狭郡医師会、両医師会とともに話をしながら進めていきたいと思えます。

下瀬俊夫委員　それは分からないことはないですよ。分からないことはないけど、現に医師が日中はいない地域が生まれてきているんですよ。そうすると、そこから市民病院にどういうルートをつなげていくかとか、市民病院の分院をつくるとか、一定の方針がないといけないと思うんですよ。それを考えるのが担当だろうと思っているんです。確かに大きな課題ではあるんですが、市民が本当に困ってしまうような状況がもう目の前に来ているわけですから、そこら辺は悠長に構えないで、担当がどこか明確にならないと先へ進まないわけですから、さっき地域医療対策室がそれを考えるところですよと言ったのはそこなんです。

岩佐健康増進課長　委員言われるとおり、地域医療対策室で検討する問題だと考えています。

岩本信子委員　173ページ、環境衛生費、野犬対策というのがあるんですけど、気になっているのが竜王山の猫です。野犬対策があるのなら、猫対策というのもあるのかなど。皆さんもお聞きだと思えますけど、猫が増えて、いろいろと苦情もあって大変だ、あちこちトラブルもあると聞くんですけど、この点はどう考えていますか。

木村環境課長補佐 猫ですが、山口県の生活衛生課になりますけども、いわゆる地域猫活動といい、所有者のいない猫に対して、その取扱いをどのように行っていくかがかなり問題になっています。それで、その地域で協力をしてもらって、本来、猫の餌やりはよくないことですが、そこで話が付けば、餌やりをやって、猫のふん尿等の管理もきちんと行っていくと、そういう地域猫対策事業というのを進めようとしているところです。それで、環境課としても、竜王山とか江汐公園等々に所有者のいない猫がかなり増えています。ですから、都市計画課とも協議を重ねています。そして、餌やり等をしている方々、それと団体の方にもお会いして、話をしている状況です。今までの流れもありますので、今すぐやめてくださいとかということも、なかなか言えない面もあります。それと、その方々だけではないので、非常に取扱いが難しいんですが、一定のルールを作って、過剰な活動にならないようにということで協議に入っているところです。

中村博行委員 同じ173ページ、墓石の墓場というような状況に一部ある地域もあると聞いていますけれども、今回、119万8,000円ですか、これは何基分の返還金に当たるのか。そして需要はどうなっていくのかの傾向をお知らせください。

井上環境課長 返還金について、予算に上げているのは、小野田霊園1区間、東墓地公園2区画、南公園3区画の返還と考えています。この返還金については、未使用墓地を返還されたときには既納の使用料の全額を返還するということが墓地条例施行規則第6条で決まっていますので返還をしています。墓地の状態ですけれども、8月ぐらいに募集するんですけども、全部埋まることはない状態です。逆に遠方にいる方が近くの墓地に変えられるとか、そういう方も結構いるので、それなりに墓地の変更は最近増えている状況です。

下瀬俊夫委員 実際、これから募集する数を教えてください。

木村環境課課長補佐 29年度については、まだ正式な数は決まっていますが、予算上10区画を予定しています。小野田霊園7区画、南墓地公園3区画ということで、合わせて10区画です。ただ、実際、返還等も増えてきていますので、8月ぐらいの募集に向けて、数をできれば増やしていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 多分、10区画が全部じゃないわけね。まだかなり残っているんじゃないかなと思います。問題は、これから永代供養をしない家庭が増えてくるんじゃないかなということが予想されるわけですよ。以前からあったんですが、少し方針を見直すという時期に来ているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

木村環境課課長補佐 少し前までは墓地を求める方が非常に多かったんですが、最近では納骨堂という形があります。若しくは、お寺のほうに永代供養という形もありますので、墓石を設けた墓地形式というのは、だんだん需要が減ってきて、返還が増えてきているというのは確かにあります。27年度の段階で小野田霊園では、残っているのが58区画ぐらいあります。27年度のときにその中から20区画、それから毎年売出しをしていくという形になるんですが、返還も徐々に増えてきていますので、今後は、随時募集のような形、今までは、できる限り公正にということもありましたので、公募を掛けていますが、需要がどんどん少なくなってくれば、すぐに必要だという方がいれば、すぐに出せるような形で、随時募集ということも考えていけないのかなと思っているところではあります。

下瀬俊夫委員 今の状況に合った対応でいけば、やはり永代供養というのは、だんだん敬遠されるという状況が生まれてくると思います。そういう点では、やはりもう少し抜本的な対応策を考えていく必要があるんじゃないかなということをお願いしておきたいと思います。

岡山明委員 175ページの委託料の中で、公衆便所の清掃17万3,000円、これはどこの公衆トイレですか。

井上環境課長 場所は、厚狭の天満宮の境内にあるんですけど、そこと渡場のバス停の近くにありません。

中村博行委員 同じページですけども、浄化槽設置整備事業の補助金ですが、公共下水からシフトして浄化槽をとという方向になってきていると思うんですが、これは増加傾向にあるということによろしいですか。

森弘下水道課技監 浄化槽補助金は、年間85基を据え付けるという目標を持っています。必ずしも増加傾向ではなくて、85基を消化し切っている

という状態です。

下瀬俊夫委員 187ページ、し尿の関係で、公衛社に株を全部払い下げられました。現在、もう民間企業になったということになるんですが、民間企業になったということで、行政からは基本的にもう何もできないということでしょうか。

佐久間市民生活部長 何もできないというのは、くみ取りの料金の値上げとか、そういう意味合いでしょうか。

下瀬俊夫委員 少なくともこれまで、丸ごと市が抱えていた企業だったわけですね。だから、当然、市の基本的な方針、考え方が、この経営の中に貫かれていると考えていいんじゃないかなと。ところが、これが民間になった途端に、運営、経営等で、いろんな問題が起こってきているんですね。これについて、行政としてはタッチできないと思っているのかどうか。

佐久間市民生活部長 組織について、株主ではもうありませんので、市が直接的に何かを言うということは現実的にはできないと認識しています。

下瀬俊夫委員 人事、特に社長人事ですね、これは行政から送り込んだわけですね。これについては一定の枠がはまっていたんじゃないかなと。例えば任期何年、何年後には辞職するという、そういうのがあったんじゃないかと思うんですが。

佐久間市民生活部長 小野田の時代から助役が社長を務めるということで、合併してからは副市長が一時務めており、そのうち当時の環境経済部長が社長に就いて、そのまま現在に至っているということで、枠というか、年数とかいう認識は、市から社長を送っているわけじゃないですので、枠とか年数というのは、現在はないという認識です。

下瀬俊夫委員 実は、株主なんですよ。彼に1株売ったわけですよ。1株で全企業の運営を握っているわけですよ。特殊な社長なんですよ。だから、ある意味、全部、この株主としての実権を握っているという、まあ、行政が握らせたわけですよ。1株800円かで売って、1株で企業全体を支配できたわけですよ。だから、そういう点でこれについて、行政が全く責任がないということはありませんよ。思っているんですけど、そこ

ら辺の規定なり、契約上の問題点があったんじゃないかなと思うんですが。

佐久間市民生活部長 株を全部譲渡するときに覚書、売買契約書等の中で経営については、市と十分協議しながらという、そういう表現があったということは事実です。

矢田松夫委員 同じページで、13の委託料のうちの管理委託料についての説明をお願いします。

渡邊環境事業課長 管理委託料155万6,000円ですけど、これは山陽中継所の管理業務の委託料で、山陽清掃社に委託をしているものです。

矢田松夫委員 中継所で何の仕事をされているんですか。

磯部小野田浄化センター主任 山陽中継所は、山陽地区で集めたし尿と浄化槽汚泥を一時的にそこにある水槽に落とし、そこから、大きなバキュームカーで小野田浄化センターに運ぶための施設です。

矢田松夫委員 今もその作業はされているんですね。

磯部小野田浄化センター主任 行っています。

矢田松夫委員 中継所と言われたんですけど、休憩所じゃないですね。

磯部小野田浄化センター主任 中継所ですけど、1室を貸し付けて、休憩所としても使っています。これについては、行政財産使用料をもらっていませんし、中で電気を使いますから、電気料ももらっています。

岩本信子委員 公衛社の問題ですけど、先ほど経営の責任ということで、市と協議しながらと言われたんですけど、例えば、人事の責任ですよ。今、1株持っている方が社長ということで、その人が全部その人事をされるというのは、市と協議しながらとあるんでしたら、その人事についても、取締役ということについても、それなりに市が絡んでいかないといけないんじゃないかと思うんですけど、その点は協議されているんですか。

佐久間市民生活部長 正確にそのときの覚書の文面を記憶していないんですけ

ど、意味合いとしては、十分協議しながら、人事の面を含めてか、業務内容を含めてか、細かくは分からないんですが、十分協議を進めていくということで、当事、株を売るときに民生福祉常任委員会でもかなり協議してもらったと思うんですけど、そのときの心配もあって、市から手が離れたらどうなるか分からないということもありましたので、その審議の過程の中で覚書を出してもらったという認識があります。その中に、今言ったような文言があったということで、人事についてとか、内部の、例えば、部長がどうか、課長がどうかと、そういう細かいことを意味合いしたものではないとは思っています。

岩本信子委員　すごく大事なところですよ。経営権という、人事という、その部分が一つの株を持つことによって、全部その方に委譲された。覚書だけでと言われるんですけど、市が関与していかないということになると、おかしい感じにとれるんですけど。結局、公衛社という全ての事業を一人の人が全部握ってしまったという形になるんじゃないですか。覚書だけで、社長を交代できるんですか、できないんでしょ。取締役も決めるとか、そういうことも社長が全部決めるんでしょ。

佐久間市民生活部長　約款上は、当然、株主が取締役を決定するわけです。市が何もできないのかとか、どうするのか、基本的には手放したわけですので、ある一定の部分は覚書の中で何とかなる部分はあると思いますけれど、本質的には、民間事業所ということで、山陽地区においても、し尿のくみ取りについては、民間事業者がやっていますので、それと同じような形態になったということでもあります。

岡山明委員　さっきの公衆トイレの件です。山陽小野田市にはほかの地区にはないということですか。

井上環境課長　環境課としては、今の2か所です。ほかの課は把握していません。

小野泰委員長　189ページはいいですか。では、審査番号6番、終わります。5分間休憩します。

午後2時56分休憩

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号 5 番、まず、審査対象事業の 15 番から質問はありませんか。

下瀬俊夫委員 83 ページですが、これはまたおもしろい評価になっていますね。原課よりも企画のほうが評価が高いという、ちょっとこれも御説明をいただけますか。どういうことでこうなったのか。

河口企画課長 薬学部校舎建設事業の目的の妥当性が 5 になっているところかと思うんですけども、5 点について、3 点との違いは総合計画の施策に沿い、これを望む住民ニーズが高い事業としていますが、この事業と子育て、あと雇用関係については、総合戦略の中で、本市の今後の第二次総合計画の中に反映させていくべき事業として、特に他の施策より高い重点的な事業として捉えていますので、5 点としました。

下瀬俊夫委員 今後、総合計画の中に位置付ける方向というのは分かるんですけど、現在、総合計画の中にはないよね。

河口企画課長 第一次総合計画の改訂を昨年度行いましたので、薬学部校舎建設については、総合計画の中においても実施できる事業として位置付けをしています。

下瀬俊夫委員 そうすると、原課が 3 という評価をしたのはなぜでしょうか。

河口企画課長 当初、総合計画に位置付けられていなかったというところで、その評価をしていたということです。

河野朋子委員 交付金事業ということで、学生数掛ける補助金額が交付金になるわけですね。その考え方ですけど、当初、交付金というのは年々減っていくんじゃないかという考え方でいろいろ見込みを立てられて、たしか 2% ずつ減っていくという計画を作られたと思うんですけど、今回、この交付金についてはどのような数字になっているのかお聞きします。

大谷成長戦略室副室長 当初の計画では、国のほうで実績からして 2% 程度が毎年削減されてきたということで考えていたんですけど、このたび、国のほうのトップランナー方式というのがあり、大学が対象となるのが平成

29年度からではないかというものがあまして、その計画期間が5年間ということで、この間、3%ずつぐらい落ちていくという想定をされていますので、資料90ページで、地方交付税措置額ということで算出をしていますが、そこについては、約3%ずつ、平成33年度までは前年度に比べて削減されていって、それ以降は1%という形で算出をしています。

川地総合政策部長 補足ですけれども、今言った分は、普通交付税に措置される額で、これイコール全てが運営交付金とは限りません。29年度についてはそのような形になっていますけれども、30年度以降については、その辺についてはまだ協議中ですので、普通交付税措置額がそのまま運営交付金ということには多分ならないと思っていますので、その辺、よろしくをお願いします。

河野朋子委員 今後気になるのが、やはり校舎建設とか、いろいろ運営していく中で、基金なども取り崩したりとか、そういった意味で、それに対する返済計画を当初作られていましたけれども、それと、今回こういった数字が少し変わることによってどういう影響があるのかというのがちょっと知りたいので、その辺りの見通し、どう考えたらいいか、当初の計画はどのようになっているのかお聞きします。

大谷成長戦略室副室長 当初の計画においては、2%ずつの削減で、トータルで、地方債の償還を平成51年度までと想定しています。この返済期限については、当初から変わりはないんですが、あと、事業費を当初120億円程度で組んでいたんですが、現在、資料の86ページにもありますが、総事業費が113億6,000万円ということで、若干、事業費も少なくなっているということと、今、シミュレーションを作成しているんですが、薬学部が実際に設置されてからどれぐらい大学のほうで経費が必要かということについては、現在、大学と調整して、どれぐらいかということで作成している最中ですが、他大学の例を見て、岐阜薬科大学、これが薬学部の公立大学の単科大学ですので、その辺を参考にして、現在の工学部と薬学部ができたあとの経費ということで、岐阜薬科大学は20億円程度、年間の予算額となっていますので、これは事務職の人件費とか、そういったこととか、基本的な管理等については、工学部、薬学部ということで、20億円までは掛からないであろうということで、合わせて、30億円程度ぐらいが、工学部、薬学部ができた後の予算額になるのではないかとということで算出して、現在の地方交付税の措置額

等と償還額等もこの資料に書いていますが、それと比べて、今のところ平成51年度まで、一時的に財政調整基金を取り崩すことになりませんが、それ以降については、特に一般財源というか、市民に負担を掛けるということはないと考えています。

小野泰委員長 ほかにありませんか。では110ページから133ページ。質問はありませんか。

岩本信子委員 119ページで質問をしたいんですけど、選挙の啓発業務があります。今年は山陽小野田市、選挙が二つ控えています。投票率がいつも問題視される、いろんなところの投票率を見てもあまりよくない。例えば投票率の目標とかは立てられているんですか。目標がないと、策を考えるのに考えられないんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 投票率の目標については、この選挙であれば何パーセントという目標は設定していません。ただ、投票率が高いにこしたことはないということの中で、できるだけ投票率が高くなるような方策を講じていきたいと思っています。

岩本信子委員 目標がないということで、やはり目標を持って策を立てないといけないのではないかと。例えば、ここまでいくためにはこういうことをすべきじゃないかとか。いろいろと努力をされているということは分かります。上げないといけないから努力はされているんだろうけど、やはり目標があって努力するのと、上げないといけないねぐらいで、何か立てられるのでは随分違うんじゃないかと思うんですけど、その点は意識としてどうですか。変わりませんか。

藤村選挙管理委員会事務局長 投票率については、傾向的には少しずつ少なくなっている状況ではあるんですけども、選挙によっては投票率が高いものとか、低いものとかあって、それぞれにこの選挙は幾らにするというような目標は立てていません。ただ、言われるように、投票率を高くできるような方策、これは長期的になるかもしれないんですけども、昨年から18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたというところで、実際に昨年の参議院議員の通常選挙では、18歳、19歳の投票率が結構高かった。その辺りから、時間は掛かるかもしれないですけども、投票率を上げていくという努力をしたいと思っています。

下瀬俊夫委員 今の答弁ですが、投票率を上げるために努力するってどういう努力ですか。具体的に言ってください。

藤村選挙管理委員会事務局長 それぞれの選挙における啓発等も大事だとは思いますが、基本的には、常時啓発といいますか、先ほど申し上げた関連ですと、特に若い人を中心に、出前事業を昨年市内4高校で行ったように、出前事業、それから、若い人でなくても、高齢者についても出前講座の要望があれば、選挙期間中以外は対応していきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 言われるように18歳の投票率は若干高かったんです。その後、19歳から20歳になると一気に下がってきますよね。結局、選挙を体験していないところが選挙へ興味を示して、参議院選挙では確かにかなり上がったというのはあるんですが、一度体験すると急に下がってくるという、この関係ですよ。これは必ずその原因があるんだろうと思うんです。だから、選挙啓発をすれば投票率は上がっていくということでもないんじゃないかと。やはり、選挙そのものが自分たちの身近に感じられないと、自分たちの利益にどう結び付くかという問題も含めて、投票率が何かイベントをやったから上がっていくというものではないと思うんですが、そこら辺の因果関係が少しよく分からないんですが。

藤村選挙管理委員会事務局長 委員が言われたとおりで、イベントをやったから投票率が上がるというものではなくて、投票率の上がる、下がるというのは、いろんな要素があると思うんです。委員が言われたように、自分たちの一票がどんなに政治、施策とかに影響を与えているかとか、選挙をするに当たって、接戦であれば、自分の一票の価値がすごく大きくなる。あまりいい例ではないんでしょうけれども、天候とかいうものも投票値に影響していると思います。それから、18歳は今回投票率が高かった、19歳もそれより低いけど、20歳以上は随分低くなっているというようなことで言われたと思うんですが、今回、特に若年層を対象にした出前事業が初めて始まって、この18歳が今からどういう投票率になっていくかというのは、これからでないと分からないところがあるんですが、イベントも大事でしょうけど、そういう出前講座、どう自分たちの一票が政治に関わってくるのか、そういうところを知ってもらうことが、長い目で見れば、投票率の向上に役立つんじゃないかと理解しています。

岡山明委員 今の話ですけど、選挙するのは市民です。私たちですよ。やっぱり商業施設で期日前を行う体制を考えの一つに入れてもらいたい。その辺はいかがですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 投票率を上げる要素の一つに利便性というものがあるかと思います。ただ、投票の利便性が上がるというのは、確かに投票率の向上には寄与すると思うんですけども、それだけではないと思うんです。何が一番大事なことかという、それぞれの選挙人が自分の一票がどのように政治に影響を与えていくのか、そういうものを実感しながら、自分が積極的に参加していかなければいけないという義務感を持つというところが一番大事なところだと理解しています。

岡山明委員 今、理科大も新しく、また、薬学部もできるという状況になっていますので、せめて大学の近くとか、商業施設とか、その方向性は今後検討していただきたいと。要望です。

松尾数則副委員長 選挙というものは、非常に大切なものと思っているんですが、いろいろな要望が出ました。啓発ポスターの位置を増やせとか、いろいろ出たんですが、ほとんどの場合、参考にしてもらえなかった。ただ、僕が選挙に行って一番有り難かったのは、期日前投票、非常に楽になりました。本当に有り難いと思ったので、その辺の宣伝をもう少しやっていくべきじゃないのか、いかがでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 期日前投票所については、選挙公報、それから市の広報でもお知らせをしていますし、投票所の入場券の中にも、期日前投票所の場所とか、開設期間とかも入れています。まだ、ほかにも周知方法があるんじゃないかということであれば、まだ、あるのかもしれないんですけども、私たちのやることはやっていると思っています。

小野泰委員長 よろしいですか。審査番号5番、終わります。これでちょっと休憩します。35分まで休憩します。

午後3時25分休憩

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号 7 番、まず審査対象事業 1 で質疑があれば、いいですか。では 1 5 ページ、3 番の説明をお願いします。

兼本障害福祉課長 それでは、資料 1 5 ページ、手話通訳者設置事業について説明します。事業概要は、市が主催する講演会、式典、講座、説明会などを開催する際に、聴覚障がいのある方へ、必要な配慮として、手話通訳者や要約筆記者を会場に配置するものです。まず、本事業に取り組む背景ですが、平成 2 8 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がいをお持ちの方が、障がいがあることにより何らかの手助けや配慮が必要な場合に負担が重過ぎない範囲で、その障壁を取り除く対応をするという合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられました。このたび、合理的配慮の提供の一環として、手話通訳者設置事業を実施するものです。本事業の妥当性については、市の主催事業において、障がいをお持ちの方へ必要な配慮の提供を行うもので、妥当と考えます。また、有効性については、障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が義務付けられたことや本市の障がい福祉施策の基本計画である「山陽小野田市障がい者計画」の施策体系との整合性も図られていることから、有効性があるものと考えます。効率性については、事業内容から受益者負担を求めることが適正ではないと位置付けています。それでは、具体的な事業内容については、資料 1 7 ページ、平成 2 9 年度市主催事業への意思疎通支援者設置案についてです。配置を予定している主催事業を掲載しています。配置する事業の選定については、庁内で事前調査を行い、その結果を基に選定しています。資料 1 7 ページの表中の右から 2 列目の配置形態に「希望」と「配置」の 2 種類ありますが、「希望」は、開催を広報するチラシなどに「手話通訳、要約筆記者が必要な方はお知らせください。」といった内容を掲載し、配置の希望を事前にお知らせいただき、希望がある場合に通訳者を配置します。次に「配置」は、希望の有無に関わらず、積極的に通訳者を配置するものです。希望の有無に関わらず積極的に配置する事業が 1 0 事業、派遣回数 1 3 回、希望がある場合に配置する事業が 5 事業、派遣回数は最大で 4 8 回を予定しています。希望と配置の違いについては、説明会などの校区単位で行われるものについては「希望」、全市的に開催されるものについては「配置」として平成 2 9 年度は実施してみようと考えています。そして事業評価を行う中で、本事業のあり方を必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えています。予算に

については、3款1項2目障害福祉費13節委託料に意思疎通支援者派遣委託料50万円を計上しており、通訳者の確保や日程調整などのコーディネート業務を山陽小野田市社会福祉協議会に委託する予定です。最後に補足説明として、本事業は新規事業となっていますが、これは、市が主催する事業について、今までは各課がそれぞれの考え方で通訳者を設置したり、設置してなかったりと統一が取れていませんでした。今回その必要性を全庁的に周知して、市として積極的な合理的配慮としての位置付けを行い、障害福祉課で一括して取り組んでいきます。

小野泰委員長 説明が終わりました。質問があればお願いします。

下瀬俊夫委員 障害者差別解消法を根拠にされています。必要性から出発すれば、法律があろうがなかろうが必要なわけです。私たちは、宇部とか山陽小野田市以外で、いろんな催しに参加をしているわけですが、ほとんど手話通訳が付いているんです。実は、私たちが主催するいろんな行事でも、最近では、ほとんど手話通訳が付いています。そういう点では、山陽小野田市の対応は、県下から見てもかなり遅れている部類に入っているかなと思っているんです。それを障害者差別解消法を根拠にしたという、この印籠が見えぬかという感じに感じられるわけです。こういう考え方は間違っていますか。

兼本障害福祉課長 これは根拠ではなく、きっかけだと思っています。確かに今までこの法律がなくても、この事業はやるべき事業。確かに各課がばらばらで、多少温度差はありましたが、取り組んでいます。また、この事業とは別事業になるんですけれども、障がい者の方個人に対する手話等の派遣や民間団体等が開催する事業については、障害者地域生活支援事業の中で、既に実施しています。平成28年度の実績で、個人が7名、23回、団体が2団体、6回です。市の主催の会議でも8回ほど設置事業をしていますので、29年度から本当に新規に始まるというのではなくて、やはり総合的な考えで、全庁的に取り組んでいきたいということで、この事業を上げています。

下瀬俊夫委員 17ページで、61事業の中で13事業が配置になっています。あとは希望ということになっています。この希望が全体的にはかなり多い数字ですが、これは当然参加される方が希望を募って、必要であれば配置しようということでしょうが、最近私たちの主催する行事でも、基本的には、ほとんど障がい者がいようがいまいが付けているんです。そ

こら辺の対応が気になっているんです。事前のアンケートなり、チラシで希望を確認するという事は、かなり手間ではないかなと思うんですが、いかがですか。

兼本障害福祉課長 いろんな講演会や講座のときに、事前に確認するのではなくて、市役所のほうにお知らせくださいという形で広報に掲載したいと考えています。それと、このたび配置と希望と考えたのが、校区別の小さい集まりを29年度は希望にして、この結果をしっかりと踏まえた中で、事業評価をする中で、次のステップ、全て配置にするのか、逆に希望にするのか、その辺りをしっかり事業を見直す中で進めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 実は、この中で議会報告会の24回が入っていますよね。議会報告会で事前のお知らせをして希望というのは、どうやってやるのか考えてしまうんです。議会報告会に手話通訳がちゃんといますよとお知らせすれば、そういう方も参加しやすくなる可能性もあるんです。だから、こら辺は、今後の僕ら自身の取組とも関連するので、これが例えば配置ということに具体的になれば、それはそれとして、僕らもいろんなやり方があると思うので、こら辺は少し執行部との議論が必要かなという感じはします。気になっているのは15ページの評価です。原課の評価と企画の評価が若干違うので、特に、妥当性のところで、市の主催事業であるということで企画の評価が3になっているのは、なぜでしょうか。

村田企画課主査 この事業については、障害者差別解消法第2条第2項に合理的な配慮をしなければならないという規定があり、私たちも当然行政機関として、率先して取組を行うべきであると感じていますし、担当者の意欲も感じています。ただ、条文の中に、その実施に伴う負担が加重でないときはといった文言もありましたので、財政的なことも考慮しなければならないこともありましたので、直ちに行うべき事業とバランスをとり、少し低い点数にしています。

下瀬俊夫委員 さっきからずっと言っているのは、ほかの自治体に比べても、山陽小野田市はこういう評価をされると、原課のほうにかなり影響するんじゃないかなと。今言ったように、ほとんどの主催事業で手話通訳を付けているんです。そこら辺で、行政自身をもっと積極的にバックアップする必要があるんじゃないかなと思っているんです。こういう低い評

価を付けるということの意味が四角四面みたいな気がするんだけど、どうですか。

河口企画課長 こういう配慮はすべきだと思います。ただ、今回初めて、この事業が出てきた中であり、その中で、先ほど村田が申し上げた部分において、内容としては3という配点をしたというところでは。原課の評価ですけれども、原課はすごく熱意がある。39点、満点を出しています。結構多いんです、満点で実施計画のとき要望されるのが。企画としても、原課の主張を聞きたいのはやまやまですけれども、私どもも評価せざるを得ないとなると、やはり公平、公正にやらなければいけない。ここで市の主催事業であるからというのがありますけれども、これが本当に法令で絶対に必要なのかどうなのか、その辺を判断した結果、3点だということに理解してもらいたいと考えています。

下瀬俊夫委員 さっきから33点だからいいじゃないかという話よね。僕は、まずいと思う。確かに公平、公正でバランスをとるためにという意味は、企画ですから、分からないことはないけど、やはり市民が何を求めているかという問題。こういうことがごく当たり前の状況を作るべきだと、私は思っているわけです。

川地総合政策部長 担当者の苦渋の判断だと認識していますけれども、33点ありきではないということだけは理解してください。結果、33点であったということで、最初に企画課長が説明したように、33点以上が予算要求できる基準点になったということで、33点だからいいと決して、私も思っていませんし、企画としては客観的な判断の下やらざるを得ないということだけは理解いただきたいと考えています。

小野泰委員長 ほかによろしいですね。それでは、132ページから167ページ。

岩本信子委員 159ページの保育所費のところ、賄材料費、これ初めて見たような気がするんですが、それと保育所の財源で、諸収入です。それも気になるものですから、この辺の説明をお願いできますか。

川崎こども福祉課長 まず、賄材料費は、毎年予算、この名称で上がっています。そして、財源内訳の諸収入ですが、これは市外在住の児童で公立保育所に入所している児童が十数名いるんですが、その方の運営費を他市、

そこの在住市町から運営費の負担金としてもらっている金額です。

岩本信子委員 保育料というのは、給食費も含めた計算でしたか。

川崎こども福祉課長 保護者の方からもらっている保育料は給食費も全て含めた金額で積算されています。

下瀬俊夫委員 135ページ、社会福祉協議会ですが、これは運営費の補助金だろうと思うんですが、福社会館はかなり老朽化して、本当にみすぼらしい状況です。これについて、指定管理になっている社協と具体的な協議をされているのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

深井社会福祉課長 建物について、社会福祉協議会との具体的な協議をしたかは、把握していませんけれども、29年度の予算において、耐震化、耐震の調査をするようにしています。あそこは、昭和51年にできたと記憶していますので、それなりに老朽化しています。ですので、耐震の調査をして、その結果を見て今後どのようにしていくのか、判断していきたいと思っています。

岩本信子委員 2ページの諸収入の雑入を見たら、この金額に当たるものが見当たらないんですけれど、どこになるんですか。

川崎こども福祉課長 市外在園児の運営費が主ですが、それだけではなく61ページの民生費雑入金の中の雑入金1,004万5,000円があります。これが市外措置分で、これとその少し上に給食費負担494万6,000円があります。これは、保育園の給食は保育士等も食べますので、その保育士が自分の食べた分ほど払っている。これらを合わせたものに、少し上に一時保育サービス事業利用者負担金、これも公立保育園で一時預かりをした場合の利用者の負担金ですが、こういった公立保育園に係る経費の合計になろうかと思います。それと、そのほかにも実習費、謝金とか幾つか細かいものもあります。

矢田松夫委員 139ページ、備品購入費は、障害者施設に防犯カメラを付けるという新しい予算が付いたということで理解していいんですか。であれば、どこにどのように付けるのか。

兼本障害福祉課長 これは障がい者入所施設のみつば園に非常通報装置一式、

それから防犯カメラ一式を付ける予定にしています。それプラスこの備品購入費の中には障害福祉課の窓口のカウンターに置く卓上型対話支援システム、聴覚に少し障害がある方で声が聞き取りにくいという方に対して、その機械を通して話をすれば声が大きく聞こえるようなものがありますので、それが21万600円ほど入っています。

下瀬俊夫委員 141ページの下、やむを得ない事由による措置費って何ですか。

兼本障害福祉課長 想定しているのが虐待とかでやむを得ず施設に強制的に入所してもらわなければならないとか、そういうときのための予算です。

下瀬俊夫委員 145ページ、福社会館の運営委託費で、これは合併当初からいろいろ議論になっていたと思うんですが、小野田側で各校区に福社会館を造ったという経緯がありますよね。これについて、なぜ山陽側にないのかという意見はちょっと置いて、福社会館で入浴サービスをやっているわけですよね。福社会館での入浴サービスをなぜやっているのかという一定の総括が要るのではないかと。今後、山陽側はどうするのかみたいな議論のときにも、やはりこの問題はいわゆる合併後の公平公正という問題も関連していますので、やはり小野田側で設置されている福社会館の一定の総括をするつもりがあるかないか、お聞きします。

深井社会福祉課長 福祉センター、福社会館は小野田側だけあって、山陽側にはないと。お風呂のサービスも同じような状況であるということに関して、この総括についてはいずれ遅かれ早かれ、しなければいけないんじゃないかと考えています。

下瀬俊夫委員 実は、このまちにお風呂屋さんがなくなってもうかなり久しいわけですよね。山陽側にもお風呂屋さんがあったわけです。基本的に全部なくなりました。小野田でなぜ公営のお風呂屋さんがずっと各校区にあるのか、ものすごく不思議です。大昔だったら、いわゆる戦後直後だったら分からないことはないんです、各家庭に風呂がなかった時代ですから。今ほとんどの家庭にお風呂があるわけでしょ。それなのになぜ公営の浴場が設置されているのか。そこら辺からきちんとした総括が要るんじゃないかなんかと思っっているんですが、どうなんですか。

深井社会福祉課長 公営の風呂については、他市の状況はつかんでいません。

下瀬俊夫委員 他市はどうでもいいんですが、今公衆浴場そのものがほとんど立ち行かなくなっているわけですね。こういう公設は運営が市でやっているから、取りあえず維持できているんですけど、実際どの程度の人がこれ利用しているんですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 風呂の利用者数ですが、今年度の12月現在で、本山福社会館は延べ1,252人、赤崎福社会館は2,738人、中央福祉センターは5,091人、高泊福社会館は481人、高千帆福祉センターは3,097人となっています。

下瀬俊夫委員 多いのか少ないのかよく分かりませんが、お風呂を持ってる方、持ってない方の区別ぐらいは、やはり要るんじゃないかなと思うんです。持っても、風呂を沸かすのが大変だからこっちに来るという人もいるだろうし、そこら辺で実際のところがよく見えないんですよ。ここは例えば高千帆は将棋とか碁があるので、風呂から上がって将棋とか碁を指すという、その楽しみもあって来る人もいると思うんです。だから実際にこういう公営の風呂屋が本当に必要なかどうなのかという、そこら辺のところできちんとした調査が要るんじゃないかなと思っているんですが。

河合健康福祉部長 今公共施設の総合管理計画、今後公共施設をどうしていくかという基本方針をまとめたばかりで、これに基づいて公共施設、特に箱物については個別計画を作っていくような形になります。その中で、やはり統廃合とか、いろんなことを考えていかなければなりません。そういった中で各施設の個別計画を作って、平成32年度をめどにどうしていくかということは今やろうと考えていますので、その中で検証して、どのようにしていくかを慎重審議していくことになろうと考えています。

下瀬俊夫委員 155ページ、多子世帯の保育料軽減措置ですが、制度そのものが少し変わったんですか。

川崎こども福祉課長 これは、県と共同で実施している第3子以降の保育料軽減で、ここに上がっている予算額10万円は認可外保育施設に通う第3子以降の保育料についての軽減です。今、国でも多子世帯の軽減措置が毎年拡充されており、今年度も低所得者世帯については、ひとり親は第

2子が無料といった軽減もされて、来年度も新たな拡充が案として出されているようです。

下瀬俊夫委員　そこで質問ですが、県の事業で第3子以降が無料というこの状況の中で、これが無認可の保育所に対する児童の補助ということになっています。いわゆる認可保育所に行っている子供たちと若干そこが差が出ているということで、認可、無認可の違いでかなりの保護者が負担を強いられているという現状があると思うんですが、そこら辺について、例えば単独で市が助成するみたいな対応ができないものか。これについてお答え願いたいと思います。

川崎こども福祉課長　確かに認可保育所と認可外保育所でこの制度の助成内容が違います。認可保育所については、保育料を第3子以降であれば低所得者については全額減免、高所得者については半額減免ですが、認可外保育所については年間で払った保育料の上限額5万円を助成するというように内容が違っていますが、以前に試算したところ、認可外保育所に通われている方について必ずしも負担が多くなっているというものでもない。人によっては保育料が大きな減免になっているところもありますので、一概に認可外のほうが負担が多い制度ではないと理解しています。これについて、市としての単独の補助は今のところ考えていません。

下瀬俊夫委員　今待機児童がかなりいて、解消することがなかなかできていない状況の中で、結果的にもう小規模も受け入れられない、満杯で。あとはどうするか、無認可に行くしかない。そういう環境に置かれているわけです。そうすると、ほとんど保育料が掛からないという方もいるかもしれないけど、僕の知っている範囲では、1人当たり5万円とか6万円とか払わなきゃいけないような無認可もあるわけです。そういうところに2人、3人預けると、家計がパンクするような状況もあるわけです。そういう中で無認可と認可の助成の違いがやはり出てくるというのはまずいんじゃないかなと思っているんですが、全くこれについては考えられないということでしょうか。

川崎こども福祉課長　待機児童の問題については、本当に解決策を考えていかなければならない重要な課題だと思っています。待機の方が認可外保育施設に預けられるという事例も生じています。そこについての保育料負担という事業も考えられますが、それ以外にも待機児童をなくするためのほかの方策もいろいろ検討しなければならないのかなとも考えています

ので、今そこに特化しての事業開始は現時点では考えていませんが、待機児童を解消していくための方策は、これからまた十分検討していく必要があると思っています。

下瀬俊夫委員 例えば乳児医療・子ども医療は、所得によって若干差がありますが、基本的にはどんな子供でも対象になっていくわけですよ。そういう点で、やはり認可であろうが無認可であろうが、子供たちに負担を掛けないという、いわゆる子育て支援の観点からいけば、やはり重い保育料を何とか軽減するということは、どこにしようが行政としては差別してはいけないんじゃないかなと思っていますが、どのように思われますか。

河合健康福祉部長 確かに市民の方の児童に差別があるのは好ましくないとは思っています。ただ、だからといって、この認可外の保育施設に対して補助することでそれが解消するかということは、また別問題と思っています。この多子世帯応援の保育料軽減事業、これは県のほうでやっていますが、それについては県と歩調を合わせていくつもりですが、市単独での補助というのは今のところは考えてはいません。

下瀬俊夫委員 163ページ、児童クラブの待機状況が分かれば教えてほしいんですが。

大濱こども福祉課課長補佐 28年度で今現在、高千帆児童クラブ5人、厚狭児童クラブ19人、合わせて24人の待機が出ている状況です。

下瀬俊夫委員 厚狭が19人というのはかなり深刻ですよ。ここにあるのは基本的には児童館の指定管理ですが、いわゆる児童館の本来業務との関わりで以前からかなり議論になっています。本来業務について、当然児童クラブの放課後対策の児童クラブの施設を別個に移動するかという問題にも関連するんですが、児童館としての本来業務をどう考えるかということにも関連をするので、新年度に向けて、そこら辺の基本的な考え方がきちんとあれば教えていただきたいと思います。

大濱こども福祉課課長補佐 児童館スペースを児童クラブの児童が利用することによって、多少その弊害が出ているところはあります。これを解消するためには、児童クラブの児童を保育するスペースを確保する必要があると考えています。昨年度、総合教育会議においても、それについての

議題を上げて、高千帆と厚狭が小学3年生までの保育ができていない状況ですので、そこはまず優先して取り組むべきであるという中で、その総合教育会議の中で提案されたのが、高千帆については高千帆中学校の空きスペース、空き教室があるので、そこを利用してはどうかという提案を受けているところです。そこについては、受託者である社協と協議をしながら、まず学校を含めて協議しながら、かなり課題もありますので、すぐにはいかないですけども、その課題を解消する中で進められたらと考えています。まずは低学年を受けられないクラブについて優先して、当面、取り組むことにしていますので、また、児童館スペースの本来の目的に沿った利用については、そういったところを解消する中で進めていきたいとは考えています。

下瀬俊夫委員 厚狭はそうすると、スペースそのものがないよね。19人というのはかなり数としても多いんですが、問題は6年生まで拡大するというのが、実際いつからやるんだって問題が出てくるよね。そこら辺の具体的な方策は何か考えているんですか。

大濱こども福祉課課長補佐 実際には、6年生までを引き受けるようになっていきます。ですが、現在は一部を除いて3年生までしか受け入れてないという状態です。そこについても解消する必要があるとは思っていますが、まず低学年を受け入れられてないところを取り組みたいというのが一つと、あと6年生まで引き受けるとなるとクラス数を増やす必要が出てきます。そうしますと、その分の支援員の確保という問題が出てきて、そこについても難航しているというのが現状です。

岩本信子委員 厚狭が19人待機ということですが、厚狭は児童クラブの場所を作りましたよね、新しく、学校の横に。そのときの計画として、19人の待機が出るような計画だったんですか。

大濱こども福祉課課長補佐 もちろん建設するときには、待機が生じないという見込みで設計をしています。ですが、その後、厚狭地区については新興住宅地ができて、かなり世帯数、児童数が増えています。そういったこともあって、残念ながら、待機が発生している状態です。

下瀬俊夫委員 その現状は分かったんですよね。問題は、これから先どうするかということですが、特に6年生まで拡大をしていかなければいけないわけですから。実際にもう空き教室もないわけですから、どこか別にその

施設を確保する以外ないと思うんですが、これからやらなければいけない対象、特に小野田の場合はどこか、分かれば教えてください。

川崎こども福祉課長 まず先ほどの厚狭については、やはり新しい建設というのはなかなか難しいところもあり、民間の事業者への委託も視野に入れて、いろいろ折衝はしてきているところですが、ただ、なかなかこれも簡単ではないということと支援員不足という問題もあります。ですので、まず支援員不足を解消しながら、どこも民間事業所の受託がなければ、新たに建設場所を探すのかとか、空き教室は学校にお尋ねしていますが、ないということですので、そういった方向をいろいろ検討はしているところですが、なるべく充実できるようにしたいと思っています。小野田地区は、小学生については、今年度末に1教室お借りできることになっていますので、改修して4月1日から1クラス増で運営を始める予定にしています。そのほかについても、施設の中の部屋の入替えとか、そういったところで、そのほかの施設については、高千帆を除いて、今の施設で支援員の確保ができれば6年生までの受入れもできるのではないかなと思っています。

下瀬俊夫委員 言われるように、児童クラブの指導員が本当に確保できない状況なんですよ。この不足がかなり深刻だというような話は、これは全国的な傾向みたいですよ。それから、厚狭小の6年生、対象になる子供の数は何人ぐらいか調べていますか。

川崎こども福祉課長 昨年度、学校を通じて4年生から6年生を対象とした保護者に、もし高学年の受入れを実施した場合に児童クラブを利用しますかというアンケートを取っていました。そのときのデータを持ってきていないんですが、そういった数値は持っています。

下瀬俊夫委員 生活保護が最近減少を始めた。これはなぜかということ、就労支援で仕事に就くからだという話があったんですが、それは人数的にはどの程度いるわけですか。

深井社会福祉課長 就労により収入が増加した方は平成27年度において37名います。また、市外転出をされた方が24名いますけれども、24名のうち大部分が就職をして、勤務先が市外であったために市外転出したという方もかなりいました。死亡は32名です。

小野泰委員長 ほかにいいですか。今から5分休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時35分再開

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号8番からいきたいと思います。この部分が終わるまでできるだけやりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いします。それでは、まず審査対象事項12番について説明をお願いします。

高橋産業振興部次長 資料73ページから76ページです。産地パワーアップ事業について説明します。本事業は、地域農業再生協議会等が定める「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者団体等が、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物への転換など、収益向上に取り組む場合に補助金を交付するもので、全ての農産物を対象に総合的に支援する国の補助事業です。なお、「産地パワーアップ計画」は、本年1月に開催された山口宇部地域農業推進協議会において確認されています。事業の対象団体は、有限会社グリーンハウスとJA山口宇部の2団体で、事業内容は、西高泊地区において、ネギの集出荷施設とアスパラガスの栽培用ビニールハウスを新設することとしています。特に、ネギについては、その品質の高さからJA山口宇部「おのだネギ三昧」のブランドで県内市場を中心に出荷されています。今後、県内市場のシェア拡大と新たに関東、関西等の大都市圏での販路開拓により「おのだネギ三昧」の販売拡大に取り組むこととしており、市場からの期待量に應えるため、このたび、新たに集出荷施設、選別・調整機械等を整備し、機械化による作業効率の向上、生産拡大に向けた体制強化を図り、全国で戦える競争力のある産地の確立を目指すこととしています。また、ネギに加えアスパラガスについてもブランド化を進めることとしており、ビニールハウスの新設により、生産量の拡大を図ることとしています。事業費は、それぞれ2億1,600万円と3,240万円を合わせて2億4,840万円を見込んでおり、このうち施設整備費の2分の1以内の1億1,500万円について県支出金を充てることとし、残りはそれぞれ事業者が負担することとなります。

小野泰委員長 説明が終わりました。これについて質問はありますか。

河野朋子委員 事業の内容というよりも、評価のところで気になったのが、先ほどと反対ですけど、原課の評価の合計点が29点、33点になっていないんですけど、企画課のほうが33点ということで、及第点を出されたんですけど、原課が33点以上出していないということはあるんですか。

河口企画課長 原課は29点とありましたけども、実施計画を出したときには33点が限度ということはありませんので、原課としてはそれに該当する点数を付けてきた。しかし、企画課としては二つの部分で3点が5点になっていますけども、対象とする人や物の範囲が適切に設定されているから5点です。それから、個別計画・政策との整合性については、国の政策等に合致しているということで5点を付けているということで、点数が上がっている状況です。ですから33点というのは、結果として出てきた数字です。

松尾数則副委員長 要は市が一円も出さないから点数が高かったと捉えたんですけど、この全体的な予算、例えば宇部・山陽小野田で決められたんではないかと思うんですが、全体的な予算は分かるんですか。その中の一部がこれだと思うんですけど。つまり山陽小野田市がいかに頑張っているかというのを、見たいんですけど。

高橋産業振興部次長 この事業費に関しては、事業者が計画を立てた中での事業費を計上しています。その2分1の国の補助がもらえるということですが。

松尾数則副委員長 私の言いたかったことは違うんですが、県の予算が幾らあって、そのうちの幾ら山陽小野田市に来たとか、その辺のところは知りたかったんです。

高橋産業振興部次長 産地パワーアップ事業は、昨年の国の大型補正によって新たに設けられた事業です。その中で地域協議会等で認められた産地パワー計画を申請していくという形になっているわけですが、グリーンハウスがする「ネギ三昧」については、一年以上前から県、市、それから生産者、JAも含めた情報交換の中で事前に計画をされていたわけです。それを進めて行く中で、いろいろと事業メニュー等を模索する中で、特に当てはまる事業がなかった。事業主は、個人の資産ですということ

まで考えていました。この大型補正が付いた中で、全ての農産物について支援が行えるというメニューがありましたので、協議会等で事前に話が出ており、皆さんで協議を進めていたもの、これを協議会において計画に位置付けたというところでは。

松尾数則副委員長 山陽小野田市が頑張ったからという、そこが全然見えませんが、なぜこういうことを言うかというところ、どうも農業は山陽小野田市は置かれていっているから、その辺の活躍するところが是非とも見たいなと思っているんですが、山陽小野田市はどのように頑張って、これを持ってきたのか。業者のほうも頑張って、これを持ってきたのか。山陽小野田市そのものは頑張っていないのか。

高橋産業振興部次長 市のほうも生産者等との打合せ等を何度も何度も重ねてきています。支援ができるものがあればというところで、ただ、そういったものでもかなり高額な事業費等もありますので、有利な補助金等を探していくべきであろうと。その中でマッチする事業メニューがなかったというところで、今回は国の大型補正というものがなかったので、ぜひこれに乗せていこうと、そういったところからこの事業を進めている。あと、ほかにも市としての熱意とかそういったものはないのかという指摘ではありますが、いろいろ県も含めた会議等も定期的に重ねていますし、農業生産者の方々との協議をする場もありますので、そういった皆さんの意見はしっかりと聞いているところで、可能な限りの支援はできればと考えています。

岩本信子委員 産地パワーアップ事業ですけども、国の示されている計画期間というのがあるのですか。

高橋産業振興部次長 パワーアップ計画については、31年度を目標年度として策定されています。特にコスト削減とか農製品の効率化とかいったものもありますが、最低でも10%の生産量の拡大あるいは販売額の拡大というものが見込まれるものと位置付けがされています。今回のパワーアップ計画によると、平成27年度の生産額に比べ、31年の目標では1.4倍、生産量についても1.3倍の目標を立てられています。

岩本信子委員 先ほどの販売量、生産量が増えれば販売量も増えてくると思うんですけど、例えばグリーンハウスのネギにしても、販売が山陽小野田市の特産品という形になるんじゃないかなと思うんです。地域の特産物

を使ってレストランとかと連携してというような企画は、このパワーアップ事業には含まれてはいないんですか。

高橋産業振興部次長 ソフト的なものは、特にこのパワーアップ事業には含まれていません。このパワーアップ事業はハード事業です。ただ、ネギについては、市内の飲食店でも数多く使われていますし、スーパーにも販売されていますので、これをブランド認定に向けていくという動きの一つとして捉えているところです。

岩本信子委員 アスパラは20年ぐらい前、「きのう・きょう・アスパラ」という名前で、小野田でブランドを付けてやっていたことがあるんですよ。あの時はJAも一所懸命やって盛り上がっていたんだけど、いつの間にか下火になっているというか、昔はハウスがいっぱい立っていたけど、それもなくなっている。新しくJAがそれを立ち上げようとしているわけですよね。その点の事業の見込みは、事業者がちゃんと決めて申請することですか。それとも市がある程度のバックアップをしていくとか、その辺の市の関わり方はどうなんですか。

高橋産業振興部次長 アスパラについては、JAのアスパラ部、須恵のほうで作っている方がいます。その部会の中で4割ぐらいのシェアをお持ちのようです。昨年はその方を指導農家として、新たな農業者の研修を受けてもらったという経緯もありますし、決してアスパラ自体に力を入れてないというわけではありません。この施設整備については、事業主体が残りの2分の1を負担するということもありますが、あくまでもこのパワーアップ計画については、県、市、国のオブザーバー、生産者、JAも入っている協議会の中で、協議が進められていますので、そういった意味では協議会メンバー全員がこの計画に対して審議していくという体質はできていると思っています。

下瀬俊夫委員 事業費両方合わせると2億5,000万円ぐらいで、産地のパワーアップになっているんだけど、産地指定を受けるんですか。

高橋産業振興部次長 「ネギ三昧」とアスパラガス、その産地指定に向けて今動いています。

下瀬俊夫委員 まだ受けてないわけね。産地指定を。

高橋産業振興部次長 まだ受けていません。

下瀬俊夫委員 野菜について、当然、気候とかいろんなことで影響されるという可能性もあるので、価格保障の問題も出てくるよね。これだけ大きな規模になっていくと、価格保障、影響を受けて低下した場合、それを補償するような制度も要るんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は農協なり市と共同で何か作っていくようなことは考えていますか。

高橋産業振興部次長 特に、去年は台風とか長雨とかで露地ものの野菜は大変な被害を受けました。それに比べてハウス内の作物については、被害はかなり免れたというところもあり、質問の補償関係について、特に今は今考えていませんが、ネギにしてもアスパラにしても、ハウス栽培をされようとしています。特に、集出荷施設と併せて保冷库等の整備をされますので、そういった意味では安定的な出荷に向けた取組をしていく必要があると考えています。

下瀬俊夫委員 産地指定を受けると、一定の量を供給しなければいけないですよ。これ義務付けられるわけですよ。結局、都市部に向かって供給側になっていくという仕組みができるわけですよ。実は、今いろんなところでその見直しが起こっているんです。いわゆる都市部のこういう食料の供給源だけでいいのかという議論があったんですが、やっぱりその産地に人を呼び込むような仕組みが要るんじゃないかという話があるわけですよ。これかなりいろんなところで努力をされて、産地にいろんなところから呼び込もうという動きもかなりあるわけです。これは、私の田舎の例を出しちゃおかしいけど、そういう点で一定のブランドに指定されたときに、ネーミングだけじゃなく、やっぱりおいしいということで、よそから呼び込むということについて何か考えていますか。

高橋産業振興部次長 ネギ三昧については、ふるさと納税品の名産品、そういった中で野菜を納税者への返礼品に上げてもらっています。非常に好評だったという話もあります。ネギ三昧については、いろいろなところからの見学もありますし、山陽小野田市内とはなりますが、小学生の体験といったことを今やっています。さらに、こういったブランド化を進めることによって、呼び込みも市のほうも、まだ具体的ではありませんけど考えていきたいと思っています。

中村博行委員 この事業は、今年度だけということですか。それとも来年度、

これに近い事業をされている方があって、またそれに乗れるということは考えられないんですか。

高橋産業振興部次長 昨年の補正で上がってきた形ですので、新たなメニューということで、これが継続されるというところはつかんでいません。

下瀬俊夫委員 山陽小野田市は近代化資金の利子補給をやめていますよね。そこから辺で、新たな利子補給等を考えているんですか。

高橋産業振興部次長 予算的には上がっていません。というのが、なくしたというよりも全て返還されたので、利子補給の予算が必要なかったということです。

下瀬俊夫委員 近代化資金そのものの利子補給をやめたんでしょ、合併後。合併前の事業は継続するけど、合併後は新規は受け付けないという話だったでしょ。

高橋産業振興部次長 原課としてはそういう認識は持っていませんが、昨年まで利子補給事業で花の海の利子補給事業が上がっていましたが、これについては28年度で完済されたので29年度の予算からは落ちているという状況です。

下瀬俊夫委員 花の海については、合併前から継続しているから、それはやめないという話で継続したんですよ。だけど合併後に起こった事業については、基本的にやっていないんです。

高橋産業振興部次長 お答えしかねますので、お時間いただければと思います。

下瀬俊夫委員 確認します。妥当性のところで、T P P 関連になっているんですが、T P P そのものは行く先が分からない状況になっていますが、やっぱりこのまま事業としては継続してやっていくんですか。

高橋産業振興部次長 パワーアップ事業自体が、国のT P P 関連の施策でした。現在不透明な状況ですが、この事業については、採択に向けた動きができるということです。

小野泰委員長 よろしいですか。では194ページから。

中村博行委員 農業委員会についてですが、農地利用最適化推進委員等で、3月10日で締め切られたと思っているんですけども、定員に足りているのか、足りていないのか、その状況。

高橋産業振興部次長 農業委員については、市の農林水産課が担当しており、募集しています。14名募集したところ、現在18名の応募があったという状況です。

阿武農業委員会事務局長 推進委員の応募状況は定数が14で、応募が16です。第5区、第8区、この2地区について、複数応募になっていますので、選考するようになるかと思います。

岩本信子委員 この委員のことですが、先ほども男女共同参画のところで、女性の委員を半分ということをこちらから言ったんですけど、この農業の推進も結構女性の方もやっておられる部分があると思うんですが、この男女の応募された女性の比率はわかりますか。

阿武農業委員会事務局長 農業委員においては、女性が3名応募されています。推進委員は、女性の応募はゼロです。

岩本信子委員 これについて、思い切って半分女性を募集しますって出さないと、女性が出てこないような気がするんですよ。そういうことも考慮してもらいたいという要望をしておきます。

下瀬俊夫委員 199ページ、青年就農給付金です。具体的な対象事業は何ですか。

高橋産業振興部次長 青年就農給付金については、本人に年間150万円の定額を給付するといった事業内容になっています。その年齢の問題であるとか、要件はありますが、認定された新規の就農者として認定された方々に年間150万円をお支払いする。最長5年間です。

矢田松夫委員 法人の関係で農業施設整備事業補助金、去年はねたろうファーム、今年はどこかされる予定があるんですか。それから、農業まつりと書いてあるんですが、水産がなくなったんですか。

高橋産業振興部次長 農業施設整備事業補助金は、ライスセンター等の償還の関係です。ねたろうファームについては、今年2月25日に設立総会を開催しています。平成29年度については、今協議されているところですが、具体的にいつ立ち上がるかというところまでは至っていません。あと農業まつりの補助金については、農林水産まつりは、29年度も引き続きやっていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 新規農業就業者定着促進事業ですが、具体的に募集を掛けるんですか。

高橋産業振興部次長 この事業については、農の雇用事業と定着支援事業という二つの事業になっています。農の雇用事業は、新規就農者を受け入れた法人に対してお支払いするものですが、直接国とのやり取りとなっており、まず国の事業、農の雇用事業というものを2年経験をした後、引き継いでやるものが定着支援事業となっており、前段に国の事業を受けた方を引き続き雇用していくという流れになっています。

下瀬俊夫委員 そうすると、例えば退職者が百姓でもやってみようと、地域に入って畑とか田を借りて農業をやるというのは、ちょっと違うわけね。実は、そういう方は毎年おられるんですよね、山陽小野田市にも。そこから辺は具体的に支援策があるんですか。

森山農林水産課農林係長 退職された方のその後の受け皿という支援は、具体的にはありません。

中村博行委員 207ページの委託料がありますよね。具体的に教えてほしいんですが、森林施業委託料、これはどこに委託しているんですか。それと、その次の市有林整備委託料で、どこを整備して、どこに委託するのか。それから、その下の地域が育むうんぬん、これもどこなのか教えてください。

高橋産業振興部次長 森林施業の委託料については、菩提寺山の環境カルスト森林組合がやっています。市有林整備は、今年度は厚狭の地域で市有林の間伐等をカルストがやっています。あと地域を育むもの、これは中山間地域の対策としての事業で、竹林整備ということで、市と竹林の所有者とが協定を結んで、その伐採をしていくわけですが、これについても、カルスト森林組合が受注して整備しています。

中村博行委員 それと、今竹林の関係がありましたが、個人が契約したものをカルストに委託というところですが、これから募集を掛けられるんですか。

高橋産業振興部次長 こちらについては、継続的な事業として、もう一年間、平沼田地区で竹林伐採をしています。29年度も引き続きそちらを継続することとしています。

中村博行委員 そうすると、もう場所は指定されているわけですね。

笹木慶之委員 207ページ、有害鳥獣の防護柵ですが、200万円程度で、どの程度の方が利用できるんですか。

高橋産業振興部次長 200万円の内容としては、その資材費の2分の1を補助するもので、上限を10万円としているところです。そうした中で、今年度14件の交付をして、予算の執行からすれば50%を切っている状況でした。

笹木慶之委員 一般質問でも言ったんですが、今は2ほ場以上、2人以上という条件が付いていますよね。あのときの答弁として、その限定は状況を把握して、農業耕作、いわゆる耕作農地として認定して、適正が認められれば、1ほ場1人でも認めていくという方向性を言われましたが、間違いないですね。

高橋産業振興部次長 はい、現地調査をしっかりと、1ほ場1人という場合もあり得るということで御理解ください。

笹木慶之委員 やっぱり農家の今の形として、地域によれば1ほ場1農家という形である一定の区域を守っている方々が結構多いんですよ。ところが、2人以上2ほ場という条件を付けると、これに該当しないですよ。ということで、この辺の運営はしっかりとやってもらいたいと思いますけど、よろしいですね。

芳司産業振興部長 先日の一般質問でも質問があり、まだ決裁までは至っていないんですけど、地形的な事情等も当然考慮して、基本的にはこの事業は、農作物被害からそういったものを守るといいますので、さら

にその耕作意欲を持たれている生産者の方、この意欲向上ということも、当然私たちは考えていけないということで、その辺りについては、十分考慮した形で新年度は進めていきたいと考えています。

笹木慶之委員 要望を付け加えておきますが、去年は初めての年でしたから、かなり応募が遅くなったんですが、やっぱり6月ぐらいまでにフェンスをやってしまわないと遅くなるんですよね。ということで、新年度が始まったら早速この応募を掛けてもらいたいと思いますが、よろしいですね。

芳司産業振興部長 決裁がまだ終わってないので、それが取れ次第、速やかに周知等努めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 今の部長答弁でよく分からなかったんです。1人でもできるんだということが特殊な場合と言われたんだけど、特殊じゃなくなってしまっているんじゃないかなということを懸念するわけですよ。結局、これが一般化してしまうんじゃないかと。いわゆる1人でも誰でも申請できるんだみたいな話になってしまうんじゃないかな。それはそれでもいいと思うんですよ。というのは、半分を残すような状況は、やっぱり問題だと思っています。だから、そこら辺の運用の問題を明確にしていかなないとかなり混乱が起こってくると思う。

芳司産業振興部長 当然、現地調査をし、現地確認をした上で、地形的な事情があるのかどうかを確認した上で、進めていきたいと思っています。例えば、本年度であれば、山間部だったと思うんですけど、両サイドがもう耕作放棄をされている。その方は非常に耕作意欲があるんですけど、二つ以上でないといけないということの中で、今年度については支援ができなかったということがありますので、そういった事情等をしっかり確認した上で、この事業については取り組みたいと考えています。

岩本信子委員 209ページ、水産業の総務費で用地借上げがあるんですけど、これは。

高橋産業振興部次長 埴生の浜崎地区において漁民アパート、それからその隣接地に漁民のための倉庫施設とかの用地がありますが、そちらを地権者から市が借りている用地借上料です。

岩本信子委員 漁民の方の倉庫を借り上げているということですか。市が借りる理由があるんですか。

高橋産業振興部次長 地権者と市が賃貸者契約を結んで、漁協に対し市が貸しているという状況です。そういった市と所有者と漁協という三者の形での契約となっています。

下瀬俊夫委員 漁港整備ですが、厚狭は漁港として機能しなくなって、だんだん漁師もいなくなってしまって、どうするんでしょう。何か計画はありますか。

高橋産業振興部次長 厚狭については、しゅんせつという大きな問題が出ています。今の状況では難しいという状況に変わりはありません。

下瀬俊夫委員 基本的には厚狭漁協の関係は、もう漁ができないという環境になってしまうということになるんですか。

高橋産業振興部次長 4月には13周年の日曜朝市も開催されています。漁業の皆様方も、そういった朝市は継続されてやっていますので、そういった意欲はしっかり受け止め、そのような灯が消えることがないように市も考えていく必要があると思います。

小野泰委員長 この項は終わります。次、11款災害復旧費。

下瀬俊夫委員 この鉱害復旧というのは、どこのことですか。

高橋産業振興部次長 山陽地区も小野田地区も、昔、石炭等を掘っていましたので、浅所陥没が起きている。山陽でしたら寝太郎辺りがかなり落ちたこともあります。小野田については、有帆方面がそういった案件が多々あるということです。

小野泰委員長 よろしいですか。以上をもって本日の会議を終わります。お疲れでした。

午後5時24分散会

平成29年3月14日

一般会計予算決算常任委員長 小 野 泰